

第 17 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 2 日)

平成 19 年 12 月 6 日 (木曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (2名)	11番	山 本 幹 雄	17番	山 田 弘 治
		午後2時50分から早退		午後から早退

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乘	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農林振興課長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地籍調査課長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農業共済課長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南光支所長	森 崎 文 和	三日月支所長	飯 田 敏 晴
	欠 席 者 (名)			
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (1 名)	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正		
		午後から早退		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 失礼します。皆さん、おはようございます。
本日、2日目の本会議であります。
早朝よりお揃いでご出席を賜り、大変ご苦労さんでございます。
なお、本日、5名の方の傍聴の申し込みがございました。
傍聴者の皆さん方には、年末何かと大変お忙しいなか傍聴いただきましてありがとうございます。議会も合併して2年、皆さん方の期待にそえるよう、全力を尽くしておりますのでございます。ご指導賜りますようお願いを申し上げます。
また、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事を遵守いただくようお願いを申し上げます。
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の本会議を開きます。
直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、一般質問であります。15名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長の私より指名をいたします。
4番、岡本義次君の質問を許可いたします。

〔4番 岡本義次 登壇〕

4番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。
冬来たざれば、春遠からずという事ですね、寒い冬がやってまいりました。また、その春の訪れをですね、楽しむような季節でもあります。師走に入り、後20日余りとなりましたけれど、またですね、寒くなりますんで、皆さんお体充分注意していただきたいと思えます。
今日は、一般質問3件を取り上げさせていただいております。
今、地籍調査の進捗ということでございまして、今佐用町は、地籍調査を県の補助をいただきながらですね、進めておりますけれど、現在の進捗は、どこまで進んでいるのか、実態がですね、もうひとつはつきり分からない部分がありますので、敢えてですね一般質問取り上げてですね、させていただきます。委員会であればですね、委員会で聞くこともできるんですけど、私、厚生常任委員会に入っております、産業と、ちょっと離れておりますんで、敢えて、この場でですね、質問とさせていただきます。
現在ですね、どこの集落が実施済みなのでしょうか。
1つ、始められて何筆の何ヘクタールですね、実施されておるのでしょうか。それから、今年はですね、どこの集落をされておるのでしょうか。計画どおりに、それが進んでおるんかどうか。そしてですね、今後、実施計画を、やはりですね、PDCAをまわしながらやっていらっしゃると思えますけれど、そこら辺も含めてですね、そして、今後ともですね、その都度、やはり、その進捗について、お知らせ願ったらと思っております。この事

につきましてですね、やはり、相当皆さんの佐用町にいらっしゃる方ですね、お年も召して来て、分からない部分がたくさんあって、子ども達も町へ出ておるとい中でですね、やはり一刻も早く進めていただきたいというのが、町民の願いであろうと思っております。それから、もう1件につきましてはですね、町営住宅の家賃の滞納という事でございまして、この部分におきましてもですね、今、どのような状態なのかと。合併した時、やはり、大分相当あるように聞いておりましたので、どの程度改善されて来ておるかという事と。未だ、もうひとつ見えて来ない部分がありますので、敢えて、ここで取り上げさせていただきます。

1つ、合併後、各旧町毎に何件いくらの金額の滞納があったのか。

2つ、現在、どこまで改善されてですね、何件のいくらかの金額があるんかと。

そして、1つ、働いて収入があるのに払わない悪質という言い方がいいんかどうかわかりませんが、働いておるにも係わらず滞納されておる人の件数は何件なのか。1つ、それらの対応はですね、どのように住宅の担当としてですね、されておるんかという事です。それから、1つ、それらの人には、月に何回くらいお会いになってですね、その督促も含めてですね、条例39条の1の5号の適用についてどのように対処されておるんかということでございます。それから、もう1つ、各住宅毎に把握、まあされておるとは思いますが、どこの住宅が、一番多く未納があるんでしょうか。1つ、今後、どのような改善計画を立てていらっしゃるのか。それらについても、各議会毎にですね、どれくらい進捗し、どれだけ改善されたかという事を、今後ですね、充分にお知らせ願いたいと思っております。

それから3件目でございますけれど、スクールバスの運行についてということでございます。今、町内において、あちらこちらにと小中学校でスクールバスを走らせておりますけれど、生徒数が年々減り続けております。そこで次の事を、町長に問いたいと思っております。

1つ、現在、どこの学校がどこの集落に、そういうバスが走っておるのか。

1つ、そのバスに、現在今年の2月から実施しました、さよさよサービスの人をですね、乗車させる事はできないのでしょうか。

1つ、さよさよサービスは各1日おきに走りですね、自分のかかりつけの主治医とか、また自分が老人大学とか、それらの用事がある、行きたい時に毎日走っていない為ですね、ちょっと躊躇することがあって、家に運転される方とか自分が運転される方は、そういう心配は、毛頭ありませんけれど、足がない方にとっては、やはり、ちょっと1日おきということは、中々できないような状態ですんで、まあ、そのスクールバスに、毎日走っておるスクールバスに何とか乗せていただけたらと思っております。それから、大人と一緒に乗る事で、子ども達がですね、挨拶とかしつけの件、そしてまた、そういうお年寄りにですね、子ども達が学ぶ点、教えていただく事がたくさんあるんじゃないかと、このように思っております。よい事があると思っておりますので、そこら辺も含めて。それから、時間はですね、やはり子ども達優先でありまして、朝出発、帰りまた、下校の時も、その時間に合わせてですね、子ども優先で、それに便乗していただくと言うようなことが、学校の生徒に合わせるという事です。何とかできないかという事の、この3点の事を質問していきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いたいと思っております。

この場の質問として以上でございます。

議長（西岡 正君）

はい、答弁願います。町長、庵道典章君。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めましておはようございます。本当に、今朝は、この冬一番の冷え込みでしたけども、寒い中ご苦労様でございます。

また、傍聴の皆さん方も、本当に寒い中ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

今回の議会、15名の議員の皆さん方からご質問の通告をいただいております。それぞれできる限りの答弁をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、岡本議員からのご質問にお答をさせていただきます。

まず、地籍調査の進捗についてのお尋ねでございますが、地籍調査事業につきましては、平成17年から本格的に着手し、概ね3年近くが経過したとことでございます。地籍調査の工程の流れにつきましては、1年目に事前調査と基準測量。2年目には、一筆毎の土地について、境界調査の実施と細部の測量。3年目には、成果の閲覧、地籍図、地籍簿の制作などが主な工程の内容であります。調査区域面積の大小にもよりますが、一調査区に当たり、概ね3年間は要する事業である事をご承知いただきたいと思っております。お尋ねの実施済みの集落についてであります。佐用地域では、横坂の一部。上月地域では、皆田の一部。南光地域では、漆野の一部。三日月地域では、上本郷の一部でございます。全ての工程を終えた実施済みの筆数と面積であります。先月末現在で、738筆。218ヘクタールでございます。次に、本年度の事業実施区域は、佐用地域では、横坂、宗行、口金近と山田地区。上月地域では、皆田、大垣内、南中山地区。南光地域では、漆野、平松地区。三日月地域では、上本郷、広山地区。合計の11地区でございます。

次に計画どおり進んでいるかのご質問でございますが、県道上福原佐用線が合併支援道路として位置付けをしていただいている関係上、先行地調査として南中山、山田地区を追加実施しておりますが、地籍調査5ヵ年計画を定め明確な目標を持って事業を進めさせていただいておりますので、計画通り順調に進んでいる事を報告をさせていただきます。今後とも、実施計画を検討しながら、更なる地籍調査の推進を図って参りたいと考えております。また、進捗状況等につきましては、適時、それぞれまた、連絡会等で報告をさせていただきますというふうに考えております。

次に、住宅家賃の滞納についてのご質問にお答えをさせていただきます。

合併時点での公営住宅及び改良住宅に係る滞納繰越額は、佐用地区では10名で、336万5,300円。上月地区では、10名で、325万7,200円。南光地区では4人で、78万円。三日月地域では、滞納額はなく、合計24人で繰越滞納額は、総計で740万2,500円でありました。その後、該当者毎に、種々の滞納事由もお聞かせをいただき、度々交渉を持って、納付手法も支払い可能なように考慮した結果、平成19年11月末現在時点では、平成17年度・18年度に生じた滞納額を含めて、佐用地区では2人で101万2,200円。上月地区では5人で141万6,560円。南光地区では2人で48万6,300円。三日月地区でも2人で51万5,800円の合計11名343万860円となっており、単純に申し上げますと、滞納者は13名減り、滞納額は約397万1,000円減ったという結果となっております。次に、悪質な滞納という定義が難しいわけですが、2年以上継続しての滞納者は9人でありまして、その内2人は既に退去されております。個々の収納対策としては、交渉を重ねて現入居者には、月毎の、毎月の住宅使用料にプラスして年金受給日とか、給料日毎にとか、また毎月の生活に配慮しながら支払い可能な範囲で計画を立て、納付誓約書を提出をいただいて滞納整理に努めているところあります。滞納者への対応は、平成18年度に限っても繰越滞納者はもとより、現年度滞納者に対しても、延べ250回以上、それぞれ出向いて収納強化に向けての取り組みをいたしておるところであります。条例第39条第1項第5号「家賃を3ヶ月以上滞納した時。」の入居許可取り消し請求の件ですが、この条文

ではあくまでも「入居の許可の取り消し請求することができる。」となっております。該当者には、むろん速やかに保証人へ指導を求める旨の注意書を同封の上、督促状を送付しておりますが、個々の生活実態を考慮しながら、それぞれ粘り強く完納を求めていっているのが現状でございます。次に住宅ごとに把握はできているのかという事ではありますが、もとより、滞納状況の把握は全て出来ておりますが、どこの住宅で一番未納額が多いのかとのご質問には、どことこの住宅ですと申し上げるよりも、先ほど申し上げました滞納額の報告でご理解をいただきたいと思っております。次に、今後の収納改善計画ではありますが、使用料納付意識の向上を図るべく、入居申請時点での書類及び聞き取りの精査、一旦滞納が生じた場合に速やかな入居者への対応等に従前以上の努力をしております。また、案件によっては弁護士にもお願いし、相談をしながら対応したいというふうに考えております。次に、委員会あるいは連絡会等への進捗状況の報告につきましては、事前の要請をいただきましたら資料を整えて、また、報告をさせていただきます。

次に、スクールバスの運行についてのご質問でございますが、現在、スクールバスは、利神、上月、久崎、三河、三日月の5つの小学校と佐用中学校において、全体では13路線で運行をいたしております。スクールバスは、生徒児童の遠距離通学の便を図ると共に移動教室として修学に資することを目的として運行しているため、運行ルートや時間、運行時期等に制限があります。その為、乗車人数のみ考えれば一般の方が同乗できるスクールバスもあるわけではありますが、同乗者の目的地や時間などそれぞれ個々の目的に応えられる運行は、修学への影響が考えられますし、不特定の乗車人数に対しても対応は困難というふうに考えられます。また、さよさよサービスも運行を開始してから間が無く、これまでの運行状況を十分精査して、今後定着していくように利用を促進している状況であり、路線バスについても現行運行の存続を神姫バス、ウエスト神姫に要望している現状であります。このような状況でありますので、佐用町全体の地域交通の整備計画の必要は認識しておりますが、子どもたちが地域の人とふれあい色々な事を学ぶことが考えられるといたしましても、現在のところ、スクールバスを一般の方も利用できるようにという事は、直ぐには、考える事はできません。また、運行時間については、修学に資することの観点で設定すべきものでありまして、その前提で現在のところ判断をいたしております。

以上、この場での岡本議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） それでは、地籍調査の件でございますけれど、この件につきましてですね、やはり、それぞれの財産をですね、保全維持という事で、田舎の方では、山とか田んぼの所まではっきりですね、測量ができてないのが実態でございます。そして、多くの方が年をとられてですね、息子達は、町へ働きに出て、その中身がですね、今元気な人がいらっしゃる時こそですね、1日も早く、皆さんが待ち望んでいらっしゃるわけでございますんで、私、先だってもですね、地籍調査、県がいつまで支持してくれるのか、県もですね、神戸の地震で、凄い起債起したりして、全国でワースト2という事ですね、ちょっと首が回りかねないような状態になっております。国も県も大変なような状態ですね、その補助がいつまでですね、続けてくれるんかという事を心配しておりまして、少しでも人を増やして、こういう事を進めさせていただきたいという事で、2名の増員、町長に理解していただいて、応援が増えたわけでございますけれどですね、私たちだったら、今、こうして合併して、他の所と比べて、人がようけおる時こそね、本当に、もっと、これ人

を倍にしてでもですね、進捗、県が補助してくれておる今こそですね、こういうふうなものを、ドンドン進めるべきだと思っておりますが、これ町長、やっぱり全町やるという事になれば、1つの所を3年ぐらいかかっておればですね、これ100年以上かかるんじゃないんでしょうか。そこら辺、どんなんでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 佐用町の、この地籍調査は、県代行、県が実施して、代行で、県で実施をしていただいております。で、まあ、当然、人がたくさんかかるんですけども、人だけではなくてですね、お金も当然かかります。これも、ある程度、全国で、国の事業の補助金もらってやってるわけで、県といたしましてもですね、非常に兵庫県は遅れております。県下、各市町が取り組んでおります。そういう全体で動いておりますからね、佐用町だけを倍、3倍の事業をと言っても、これは、全体の計画の中に見込んだ中で、計画どおり進めていくという事で、まあ、進めていかないですね、いけないというふうに思っております。で、まあ、今の計画では、当初、まあ、こういう地籍事業は、大体30年かかるというふうに言われておりますけれども、30年というのは、非常に長いので、少しでも早くという事で、目標としては、20年ぐらいの1つのスケジュールの中でですね、これを進めて行こうという事で、取り組んでいるところであります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まあ、30年という事でございますけれどもですね、私は、途中で、国や県がね、今、こういうような、凄い、世界一の借金国になり、県も凄い借金でございますんで、こういう事が、ずっと続けてね、補助してくれるんかどうか、そこらで、そういう補助が少なくなったり止まった時には、これ町単独ですね、やる事は、多分不可能だと思うんですけども、そこら辺は、町長、いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 財政事情はですね、本当に、そりゃ、いつ、今後、そんなに、好転するというような事は、考えられませんし、益々厳しいと思っておりますけれども、でも、やらなきゃいけない事業としてですね、これは、位置付けてやっております。そりゃ10年、20年先の事は、中々ね、読みきれませんが、しかし、これは、国と本当に、国としての責任を持ってやらなきゃいけない事業です。ですから、国土のですね、この調査という事、これは全て全体をやって、初めて完了して、それが有効に使えるわけですから、私は、その計画通りね、きちっとやっていかなきゃいけませんし、国としても国がある限り、これはやれるというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 今、町長の答弁の中でですね、今まで計画通り進んでおるとい

を聞きましたけれど、ある私も、ちょっと皆田の方へ行ったら、皆田のある人がですね、今日は、地籍調査の立会にですね、出たのに、未だ3時が来たのにね、もう役場の職員が、帰らな言うて飛んで帰るように言いよったから、もうちょっと、時間があるんやでやろうなど、地元の人が言ったというふうな事を聞いております。ですから、三日月まで、皆田から帰るんに、そりゃ 20、30 分かかるんかも分かりませんがですね、3時は、ちょっと早いような気がしますんでね、まあ、もう少しですね、5時ぐらいまで、現地で、現場の人が立会してやろうという事であればですね、そんなに早く終わって、帰る支度せんでもですね、やれるんじゃないかというふうに、まあ、ちょっと、これ短絡かも分かりませんがね、まあ、そういうふうな事も聞いておりますんで、そこら辺ですね、ただ、時間だけすると言うんじゃないくて、やはり、今計画、今年はですね、何筆の、どこの集落が絶対やり遂げるんだという、1つの意気込みで、まあやっていただかないと、各自がですね、年取って、自分の田んぼの場合は、ある程度、毎日言うんか、1年に何回か行きますんですけど、山の場合は、中々放ったらかしになって、自分の山でさえ、境界がどこか分からないような状態になっておりますんで、やはりですね、少しでも早く進捗していただいてね、国や県の、そういう補助がある時こそ、やはり、一刻も早く、その計画以上にですね、スペースを速めるような格好で進めて行っていただきたい。と言う事で、この件に関してはですね、終わりいたします。

それから、町営住宅の家賃の事でございますけれど、今報告聞きましたらですね、13名の方の改善ができてですね、頑張っているという事が、分かりました。そういう事ですね、私が、聞いた時にはですね、中々その足を、その方と接点言うんですかね、お会いして行く場合が少なかったんじゃないかというような事も聞いておりましたけれど、佐用町合併してからですね、私たちが、やかましく税金の事でも、皆さんに申し上げたところですね、町民税が 99.3 パーセントで、兵庫県一位になったとか、それから、国民健康保険も 97 パーセントで、協会から表彰もいただくほど、兵庫県でトップになったというふうにね、そういう頑張りを見せていただいとうという事は、私たちも、まあ、頑張っていたいとうという事は、本当に喜んでおりますんでね、そういう事を、この町営住宅、他の水道を含めてですよ、色々な料金関係で、滞納がありますけれど、そういうような取り組みしていただきたいと思っております。それで、もう一つ、ここで聞くのはですね、働いて収入があるのにね、払わない方と言うのはですね、やはり、私たち一般の家屋、自分で持っておれば、台風が来てですね、屋根が飛んでも、また壁が落ちて、畳が水に浸かっても、全部、自分が金出してね、そして、屋根屋、また修理したり、固定資産税も全部各自が払っておるわけです。そしたら、やはり、住宅家賃に入っている方はね、町は、全部、そういう管理も含めてやってくれておりますので、自分が、雨露、そんだけ1年、そこで過ごせる事であればね、やっぱり、そういう入っていただく時に、もっと認識してね、やはり、そこで雨露凌いで、過ごせるという事で、働いておるのに、なぜ金払わないかという事をね、私たち、当然、この今言いました、ええっとですね、59条の1の5号ですね、あつ 39条の1の5号を適用してでもね、そういう人には、大変、もっと厳しい対処していただいて、その人が、もし本当に働いて収入あるのに払わんという事は、これは論外ですからね、もっともっと、そういう裁判かけてでも、私は、やってもらっていいと思います。それで、これ、こういう働いておる人が払わなかったら、払っておる人はね、なんどいな言うて、わしらも払わんでええんかと。ほな、NHKみたいに、わしも払わんになったら困りますからね、それは、やはり、そういう事は、料金が入って、また次、修繕もできたり、また新しい住宅を建てたり、そういう事が可能になるわけですから、そこら辺だけですね、やっぱりちゃんとしてもらわないといけないと思っております。まあ、こういう方が、今、ちょっと聞き漏らしたかも分かりませんが、何人ぐらいい

らっしゃるんか、そこら辺は、どうでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 詳しい、入居者の個々の生活実態というのは、全てが分かるわけではありませんけども、やはり滞納されている方については、そういう面接をしたりですね、状況は充分把握して、生活実態を見てですね、その収入があるのに、またそれだけのですね、支払う事ができる預貯金とか、そういう物があるのにですね、意図的に支払わないというような方は、まず今のところいらっしゃらないと思っています。収入があってもですね、その収入の額にもよりますし、その生活においてね、非常にお互いに誰も苦しいんですけれども、そういう中で、当然その家賃は、支払っていただく義務があるわけで、それについての滞納については、その生活の維持ができる範囲の中で改善をしていくような形で分納をしたり、ある程度時間をかけてですね、それを解消していくという事で、指導をさせていただいております。また、それを絶対ね、無視して、その全く、その誠意のないという事であれば、これは、やはり、きちっと納めていただいている人たちとの、やはり不公平が生まれるわけですから、それは、それで町としても、また次の法的な処置もしていかなきゃいけないという事になるわけです。ただ、今のところ、それぞれ担当者の方でもですね、充分そういう実態を捉えて、把握してですね、指導をさせていただいて、努力もお互いにさせていただいているという状況の中だというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まあ、私は、やはりですね、こういう事を、あまり取り上げたくはないと思っておりますけれど、山賊、海賊じゃありません。やはり、その実態を調査されればね、その人が、元気で毎日どこへ働きに行かれておるとか、近所の人とか、隣の人に聞けば分かる事でございますんで、本当に困った方とかね、病人とか、ほんまにリストラになって、収入が全然ないと。家で、ずっともう落ち込んでおられるという方であればですね、やはり生活保護なりのね、救済措置で、助けてあげなければならぬと、私は思っております。しかし、今言いましたように、本当にね、毎月、元気で、どこどこへ仕事に行かれておられるという方はね、やはり、当然、そういうね、他の人の不公平から見てもですね、当然払っていただかないといけないと思っております。ですから、そこら辺だけね、よく調査に行かれて、建設課長、ひとつよく調べて、そういう方には、本当に、法的な対処してでもですね、払っていただくとか、やはり厳しい措置していただかないと、正直者は馬鹿を見るような世の中にしてはね、やはりあきません。ですから、やはり、あなた達は、それで働いて飯食っている以上、それは、やってくださいよ。私、きつく申し上げますけれど。それと、どう言うんですかね、そういう他の人ね、これから、1つの、そういう事をやればね、これは払わなんんという事にもなると思います。それから、そういう方、もし、そういう家賃がね、いい所へ入っておって、払えない方は、もっと安い家賃の所へね、変わってくださいという事もできますし、また、その人が、どう言うんですか、1回でも旅行とか、それから、また自分がね、そういう事を楽しむ事を1回でも止めてもね、遊びに行く事とか、パチンコでも1回でも止めたら、家賃ぐらい払えるわけですから、そこら辺、どういう事をされておるかというんは、それは、私は、分かりませんが、やはり、そういう滞納の方の所へ足を運ぶ事によって、その人が、どのような生活を送っていらっしゃる事が分かりますから、そこら辺だけ充分注意してですね、今後、対処していただきたいと思っております。この件につきましては、このぐらいで置きますけ

れど、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3件目のですね、スクールバスの運行という事で、今まあ、あの、各路線がですね、走っております、町長が、今すぐには、こういう事ができないかも分かりませんという事でございますけれど、まあ、今言いましたように、今さよさよサービスをね、1日おきに、バス10台とかって走らせております。これ毎日やるという事になれば、その自動車の数なり、運転手の数も、その倍要ってですね、経費も高くて、いわゆる今、佐用町においても、中々そこまでね、全部町民の皆さんに安心してもらえような事ができないかと、私も思っております。しかし、毎日車が走っておる、例えばですよ、西新宿から久崎の小学校へでも、車が走っておるわけですね。そしたら、そういうバスにですね、西新宿なり、上秋里、下秋里の足のない方が、岡本病院とか長田クリニック、または、智頭線の久崎駅、まあ買い物も、それから、また久崎の智頭駅から上郡へ行かれる場合、そういう子どものね、時間に合わせて、そのバスに乗せていただく事ができたらね、やはり、その方が、私は、やっぱり毎日走っておりますんで、足のない方だったら喜ばれるんじゃないかと思ひます。ですから、同じ、これ何人ぐらい停車、教育委員会つかんでいらっしやると思ひますけれど、何人乗りのバスで、何人の子どもが乗って走っておるんでしょうか。そこら辺どうでしょう。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 町内のスクールバスですけど9台あります。

で、定員も、それぞれ大型、中型、様々ですし、学校においても人数においては、かなり差があります。例えば定員29名乗りの定員で、一杯で走っているスクールバスもあれば、29人乗りで、今、言われた久崎小学校でしたら15名。保育所、園児を含めて15名乗っているようなバスもあります。それぞれ様々ですけども、平均して約定員の2分の1から3分の2程度の定員で走っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） そのようにですね、定員の約3分の2、まあ久崎に関しては、29人が15人ですから、約半分ぐらいな感じでございます。ですから、毎日、それ程、多くの方がね、新宿なり上秋里から、そういうバスに乗られるとは思いませんけれど、やはり、同じバスを走らせてですね、その子どもの時間に合わせて、朝出て来る時、帰りも、その時間に、その人が乗せていただく事ができればね、当然、その方は、お喜びになるし、足の便が改善されてですね、町民の生活に密着したですね、そういう1つのね、町長が、このさよさよサービス始められた事でも、遠くの方は、大変お喜びになってね、年寄りの方、喜びになってますんでね、ここら辺についても、今直ぐとは、そりゃ、私も、申しませんが、やはり、こういう事が、新たに金を出してね、せいと言うんじゃないかと思ひますのでね、今、現在走っているのに、ただ便乗で乗せていただくと、そしたら、その子ども達が、その大人の方に挨拶したり、またバスの中ですね、一緒に席に座る事によって、昔の話でも、また、そういう色々な事のね、しつけの事も教えていただく事がたくさん学ばべき事も出て来ると思ひます。ですから、当然、そういう事、ドンドン、自分とこの佐用町がやっている、バスは、バス賃として、そこに、その運転手なり、バスも、それから委託しておる分もありますけれどね、それで、もう余分に金がかからないわけですからね、

ですから、当然、こういう事も取り入れて、本当に、そういう生活密着のね、皆が安心安全な、そういうまちづくりの1つとしてですね、教育委員会の方も、また町長の方もですね、同じように、力を合わせてね、考えてやっていただきたい。このように思っております。それから、どう言うんですか、今、ウエスト神姫におきましても、何か、こないだも、ある人が、乗車人員が少ないんで、神姫バスが、その運行を取り止めたいというような事を、何か運転手が話したとか話さないとかいう事で、私に、「岡本さん、もう神姫バスは走らんようになるのかな」というような事を言われたで、「いや、そんな事はないでしょう。未だ走っておる以上は、簡単に、取り止めるいう事はできないし、走らせるんより、取り止める方は難しいんですよ」と、町も補助して走らせておりますんで、便の増やす回数は増えないかもわかりませんが、現状維持では、未だ、そこまでは進んでおりませんという事を言いました。ですから、そういうふうに、段々、段々、乗らないから、バスの便数が減るし、そういう悪循環を追っておるような状態でございます。ですから、足の確保いうんは、佐用町が、ただ、だだっ広い言うか、方々に地区集落がございましてですね、元気な間、そしてまた、その家族に運転できる方がいらっしゃる間はね、そういう心配もないかもわかりませんが、若い人が居ても、朝早く勤めて出てしまったり、また帰りが遅かったら、自分が、ちょっと、あそこへ文化の日にのぞいてみたいとか、ちょっと他の事で、用事があって行きたいと思って、買い物に行きたい時でも行けない場合があります。ですから、子どもの時間に、朝、同じ時間同じ帰る時間に、本当に、そういう事をですね、満杯の所は、そりゃ、乗せられないかもわかりませんが、その満杯じゃないところについてはですね、ある程度、教育委員会と相談しながらね、この路線では、乗せることができるという事であれば、当然、その方も、さよさよサービスの300円のチケットを、そのバスの運転手にわたすなりしてね、その1回でも、そういう格好の中で、便宜を図っていただく、そういう事は、町長、将来どうでしょう。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、このスクールバスですね、そういう面での、地域交通の形で活用したいと、できるんではないかという事は、これまでも、色々協議をして来ました。私も、できれば、そういうスクールバスが活用できれば、これは、いい事ではないかなというふうには、基本的には思ってます。ただ、実際に、実行しようとした時に、答弁にも、さしていただきましたけども、やはり学校が、きちっと、その毎朝のですね、送迎の時間が、定時で行なう時はいいんですけども、未だ、やはり学校の年間行事色々ありまして、早く行かなきゃいけない時、また、学校行事にも、色んな校外学習とか、そういう時も、やっぱりスクールバスを活用しているという、そういう実体があるわけですね。ですから、そういう一般の方の、利用の時に、一人ひとりの都合に合わせた、利用というのは、まずできないわけです。で、後、特に、朝は、私は、できるんではないかなと思うんですけども、特に帰りの時間帯とかね、そういう事については、中々充分に、その利用者の便に合わせたような運行は、実際には、中々難しいです。で、そういう物は、逆に組み合わせてね、帰りは、さよさよサービスを利用するとかですね、そういう事で、旨く利用していただければいいんですけども、中々それを調整、やっぱり利用者の方ですね、そういう、その連絡をして、計画、その運行計画自分で作ってね、こう利用して行くというのは、高齢者の方には、非常にまあ、ちょっと煩わしいところもあるわけです。ですから、まあ、今言われる、西新宿とか佐用の奥海線とか、非常にまあ、子どもの数も少なくでですね、非常に距離もある。そういう所についてね、その地域の方と、また学校との話で、利用される方も、もう限定されるわけですから、そういう中で、スクールバスの

運行に、その利用者の方が都合合わせて、そこまでだけとかね、いう形で、その学校までとかね、そういう形で、利用していただけるような話であれば、これは、少し、そういう事を検討して行ってもいいんじゃないかなというふうに思っております。この辺は、学校なりPTAの皆さんともね、やはり話をして、皆さんと一緒に協力していただくという形でないと、できませんけれども、まあ、スクールバスは、そういう事で、利用している所も、今、できておりますのでね、そういう検討も必要な時に来ているんじゃないかなというふうには思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まあ、今、町長の答弁の中でですね、そういう可能な所だけでもね、やはりPTAなり教育委員会、そして、その地域の方に、また帰りとか、朝、その毎日出発しておる時間が、8時だったら8時が、今日が7時半になりますよとかいう事が分かれればね、そういう集落の中で、前もって、その自治会長さんなりに連絡なり、していただくとかいうような、色々な方法をですね、連絡方法も考えていただいてですね、そして、また、そこに出発する所ですね、貼り紙なり、明日は、8時の時間が7時半になったとか、いや8時半になりますよとか、帰りの時間も、今日5時に帰って来ておるんが、5時半になりますよというような事をね、伝えながら、少しでもね、全部の人が、大体乗って行くというわけにはいかないと思いますんで、そういう、出て行きたいという方だけでもね、そのバス、朝乗られた方は、今日の帰りは、5時が、5時半になってますよという事ぐらいは、そこでも伝える事はできますし、朝の出発もね、そういう事を貼り紙なり、その部落の自治会長が、部落の防災無線でも、地元の放送を通じてでもね、できるような格好の中でね、協力して行かないと、段々段々、この佐用町はですね、やはり、どう言うんですか、寂れて、その過疎がですね、酷くなって行くように思いますんで、皆さんの素晴らしい課長さんが揃っていらっしゃるんですから、知恵をドンドン出してもらって、今ある、有効な、走らせておるバスをね、やはり少しでも皆さんに、町民のニーズに合ったですね、やはり、そういう期待に応えて住み良いまちづくりに努めていっていただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） そういうふうだね、利用すると、段々とね、今言われるように、そういう、利用者に対して、利用時間とか、そういう物の変更に対してね、細かく知らせていったり等をするとか、また、その利用される方の、例えば、病院から、そこまで運行するとか、そういう事になって来ると、スクールバスというのは、そういう運行の仕方ではできませんという事なんですよ。ですから、本当に、ただ、朝ね、朝の便だけ、それに便乗して、学校まで、朝であればね、その、ある一定の所までだけは乗れますよと。後は、その学校のね、運行で、色々急に変わる事もありますしね、中々スクールバスというのは、学校行事の中で、優先して使いますからね、それは、さよさよサービスとかタクシーの助成とか、そういう物と利用者の方が旨く組み合わせて、利用者の方の、やっぱり、工夫で、利用ができるように、考えていただくという事が前提であれば、使えるんじゃないでしょうかという話をしているんでね。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 私も別に、町長、そのスクールバスを、共立病院まで走らせえとか、中央病院まで行かせとかいう事を言うておりません。ですから、学校までで、よろしいんで、とりあえずですね、できるところから、まずやっていただいて、そういう事の反応見ながらですね、また皆さんが良い知恵出して、他に、その事ができるかどうかという事も検討してね、その町民のニーズに応えていただきたいと思います。時間 15 分ありますけれど、こちら辺で終わりますけれどね。ひとつ、そういう皆さんの、色々良い知恵出して、時代の変革と同時にね、やはり勉強もし、我々も、町民のニーズに応えるようにお互いに努力して頑張っていきたいと思っております。ひとつ、町当局も、そういう事を、学校、朝、とりあえず、朝だけでもとかいう事でいいと思います。学校までの、そのバスでいいんですから、またひとつ考えてやっていただきたいと思います。

これにて、3 件の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 岡本義次君の発言は終わりました。

続いて、9 番、敏森正勝君の質問を許可いたします。

〔9 番 敏森正勝君 登壇〕

9 番（敏森正勝君） 9 番議席の敏森でございます。まちづくり協議会の将来に向けてと題して質問しますが、少々横道へそれると思いますが、よろしく回答をお願いします。

合併後 2 年が過ぎ、更なる発展を見込み、そして旧町時代の長所、短所を見抜き、いかなる障害にも負けない体制を築きながら、現代社会の礎をもとに、広範囲な地域における、それぞれの特色のあるまちづくりができれば最高であると思います。しかし、現在では、イベント形式のものだけで、その地域における計画が出来ているかどうか不安であります。ある市では、その地域の地元職員がアドバイザーとして 6 名位出席し、計画を練り、役員と一緒に考えていくという非常に良い話であると思われます。職員は、職員なりに、地元の盾として活気ある存在をしめすであろうと思われます。見放す神でなく、救う神として各地域に数名の職員を配置してはどうでしょうか。まちづくり協議会の将来にむけての第一歩を踏み出す絶好の機会であると思われますし、競争心のある小さな国づくりの始まりでもある。

この場での質問といたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、敏森議員からのまちづくり協議会の将来に向けてのご質問に対してのお答えをさせていただきます。

佐用町の協働のまちづくりは、合併後のまちづくり推進のため概ね小学校区単位に 13 の地域づくり協議会を設置し、生涯学習によるまちづくりを進めようとしているところであります。自己実現のために、学びの心を大切にしながら人と交流し、自らも楽しく、住んでいる人も楽しく住みよい地域づくりをしようとするものであります。協議会について

は、協議会活動が、成熟していく過程の中で、まずイベント的なもので交流しながら、人のつながりを深めていこうと考えて取り組まれているというふうに思います。そういう中から地域の課題が話題になったり、課題の解決に向けての話し合いがもたれたりして、徐々に特色ある地域づくりに結びついていくことを期待しております。議員ご指摘の地域計画についても、19年度から各地域づくり協議会毎に計画策定に向けて働きかけております。そのために地域づくり担当者会では、策定の進め方の手引きも作成し取り組みを始めております。佐用地域では協議会とまちづくり課、生涯学習課の担当が協議しながら、進めており、各支所では、地域振興課の職員が各協議会と調整しながら進めております。地域づくり計画は、計画する過程が大切であり、地域の人を楽しみながら将来ビジョンの共通課題をもって策定していただくことが大事であるというふうに認識しております。

但し、専門的な内容が必要になることもありますので、計画策定にあたっては、町としても全課体制で推進本部を組織し、協議会から要請があれば、各課から関係職員が、協議会に出向くようにしております。また当然、町職員も地域においては、地域住民の1人でありまして、率先して協議会の活動に参画することは当然の事であり、そのような地域においての、町職員として経験と能力を活かして地域の為に、地域の住民の1人として積極的な活動をするようにというふうに指導をしているところでもあります。

以上この場での答弁とさせていただきます。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 合併して2年が過ぎ、いよいよ、この協議会も本格化して参りますが、20年度予算は、やはり毎年行事としてしなければならない事を基本として考え、プラスアルファとして、その地域その地域に応じた取り組みをする為のものとする為のものも主として考えなければならないと思います。佐用の中心部では考えなくては良い事でも、石井、三河、幕山あるいは久崎等では、主として地域に合った事業を行なう事が大事であるというふうに思います。そういった事について、ひとつお考えを述べていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

通告との関係の事で、ちょっと分かりにくいところあると思いますが、分かる範囲で結構です。

町長（庵途典章君） ちょっと、質問ですね、具体的な、どういうポイントなのか、もう一度、ちょっと、その20年度予算の配分なり、そのあれでしょうか。地域づくり協議会に対する活動に対して、どういうふうに考えてるかという事でしょうか。

9番（敏森正勝君） ただ20年度予算で、結局20年度予算は、これから考えていただくという事ですけども、その中で、やはり基本としてしなければいけないもの。そういった物は、どの地域であっても、あると思います。それではなしに、そのプラスアルファとして、他の地域で、色んな事があるだろうと思います。その地域でない事でも、そういう事がありますので、そういう事を、事業の中に組み入れていただけるのかなというふうにも思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。はい。

町長（庵逄典章君） あの、まあ、敏森議員がおっしゃるですね、地域づくり活動の中で、まず基本としてと言われる部分、これは、どういう活動するにしてもですね、組織を作り、まあ地域の中で、皆さんが活動運営をして行く為に、必要な事務費とかですね、また、会議費とか色々と、その1年間の通しての、そういう経費があります。それについては、活動助成として、その地域に基本的な活動助成を行なっております。また、その活動内容によってですね、計画を、活動計画を作っていただいて、それに係る、色んな経費を、一応、計画、予算出していただいて、ただ、それについては、その地域毎にですね、活動内容は、当然その地域の特色を持って、活動していただくわけですから、地域で考えていただいた物を、尊重して予算を配分、予算化していくわけですけれども、しかし、その予算額、総額についてはね、やはり基本的には、どこの地域においても、ある程度、その公平な形で、予算総額から各13地域づくり協議会に規模とかですね、また、その活動、そういう物もバランスを取りながら、配分をしていくという事で、予算化しております。ただ、今後ですね、この地域づくりの、まあ、色々今は、イベント的な事で、地域の皆さん方の、そういう協議を、交流をし、また色んな地域課題を、こう話し合っていたく、そういう土壌を作って行こうというというのが、まず最初の取り組みですけども、そこから、今後の地域の将来に対する地域づくり計画というものをね、自主的に色々策定をいただくと。その計画の中に、改めて色々、どういう事が地域にとって必要か、それは、その年によって、また1年ではできないハード的な事も生まれてくるかもしれません。そういう計画が出てくればですね、それは全体で協議をしながら、また色んな補助メニューとか、そういう物を取り入れてですね、必要な物であれば、事が妥当性が、皆さんで、確認ができれば、それに対する予算という物が、また他の地域とは、別の予算というものが、当然必要になってくるわけで、その予算化もされるという事です。ですから、今のところは、未だ、そういう地域計画という物を、これから皆で作っていきこうという事なんで、その計画においても、やはり、その地域でだけの思いだけで、最終的に全部決まるかって言うたら、そうではなくて、やはり、その地域から上がって来た物を尊重しながら、やっぱり全体で、やっぱり、特に、この議会でもですね、よく、そのもし、ハードなり、色んな施設を作るといような事であれば、これは、また、十分な検討協議が必要にはなってくるわけですけども、そういう取り組みで考えて行きたいと。やり方で考えて行きたいと思っております。ただ20年度におきましては、未だ、各、去年の実績と今年の計画というものを基にですね、予算につきましては、基本的な運営費と同時に活動助成という形で、各協議会、ある程度バランスを取った総額、金額的な総額の中で、考えて配分していくという形で考えております。

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 活気ある行政は、どこから生まれてくるか。それは、周囲の地域の協議会が、活発な競争心から生まれてくると思うし、反対に行政としての責任感が多少薄れて来るのではないかなという心配がございますが、その点は、どないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、各地域づくり協議会が自主的にですね、やっぱり地域の課題を活発に、やっぱり協議いただいて積極的にやっぱり、その事を最後まで責任を持

つ、持ってですね、お互いに、まあ自己責任を前提にですね、取り組んでいただくという事を、その中で、またその活発に協議会が活動していただく事が、町全体ですね、まちづくり、元気なまちづくりに繋がっていくんだらうというふうに思っております。ただ、地域が自主的にやっていただくという事について、後、町の責任が薄れるだらうと言われてますけれども、やはり、それは、町は、町としての、その役割分担というのが、あるわけです。それは、また地域において、やっぱしできない事、地域、町全体で、やっぱし取り組まなきゃいけない事また予算においてもですね、そういう町が、一体となって、町事業として取り組まなきゃいけない事があるわけですから、それは、地域と一緒に取組むという、それがまあ、行政と住民地域との協働によるまちづくりという事で、捉えておりますのでね、決して町が、住民任せにして、責任を逃れて、町の責任を住民の皆様方にだけ、責任を押し付けるというような事は、決してありません。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 特に佐用町は、非常にこう農家が多いわけですが、中山間地域直接払い制度やら、今年4月より農地水環境保全向上安定対策が国では進められておりますが、これら全て国指導の下で、高齢化農業の対策として考えられたものであり、それぞれに補助金を出して、荒地をなくし、不作地をなくそうとしておりますが、そういった事についていけない現在の農業のあり方であります。国から下りてくるのでなく、地域から活発に押し上げていく状態にしたいものですが、今の農業対策では、考えられませんが、やはり、工夫に工夫を重ね自分達の物として考えていかなければいけないし、農業だけでなく、地域が繁栄する為にどうすれば良いかという事も考えられます。農業対策についての、そういった考え方もありますので、ひとつ町としての考えはどうでしょうか。

議長（西岡 正君） ちょっと、通告とは、ちょっと違いますけど、答えられるようであれば、答えてください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、農業対策、これまで国も色々な補助制度や対策、農業対策という事で、長年やって来ておるわけですけども、現状、どんどん、やはり農業っていうのは、厳しい、また後継者もないと。私は、これ色んな、今回の品目横断的とかですね、また農地水対策とか、こういうのも、対処療法的にはですね、国の助成制度として、予算的に、こういう予算を投入しながら、何とか守ろうという事、そういう中で、国が決めた以上はですね、それを少しでも活用しながら地域の農地を守ったり、農業を守っていくという事、これは、町としては、やっぱし、まずは取り組んでいかなきゃいけないというふうには、思っておりますけれども、ただ、これで、ほんなら農業なりが再生できたり、これから、もっともっと元気な農業になっていけるかと言うと、私は、中々難しいとは思いますが。やはり、何と言っても、一番の根本はですね、農業生産、農作物の生産の中で、日本の国の、この食料の自給率、これをですね、上げないと自給率を40パーセント切るという事は、その農地自体の価値がないと、農作物を生産していく、その農地という物が

いらぬという事に、基本にあるわけです。ですから、私は、まあ、その今の地域の都市と地域の格差とかですね、町との格差、色々と言われてますけれども、その根本にあるのが、その現在の食料の自給率、これを例えば、ドイツ並みに 70 とか 80 パーセントぐらいに上げるとかですね、本来は、100 パーセントに食料自給率を上げるんだという事を、国の方針として出せばですね、これは、やっぱり、その食料を生産する農地の価値っていうのは、一遍に上がるわけです。その事によって、色んな意味で、農地、土地という物に対する、農地の価値というものが上がってくれば、地方なり都市との格差というのも、おのずと、これも縮まって来る、解消されて来るというふうに思うんですけどね。しかし、今の、国の農政というのは、そういう自給率について、本当に、あの安い農作物なり、安全とか何とかいう事は、非常に言ってますけれども、一番基本になるところまで踏み込んでいないと。だから、地方の声としては、これからは、過疎化の問題、色んな物が全て、ここにかかってくると思っておりますので、食料の自給率を、本当に国として、もっともっと上げる、いう方針をですね、これは地方の声として上げて、これは国が取り組んで行くという事を、こういう事で、一番は、そこに重点を置いた事を、要求していかなくちゃいけないと言ふんか、話して、町の声としてあげていかなくちゃいけないというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） また、内容を変えますが、先般、三河地域づくり協議会へ町長は懇談会として来られておりましたけれども、その時に話が出ておりました職員の配置であります。先ほども答弁いただきましたが、地元職員でないと熱が入らない。仕事としてするのではなく一緒に頑張って頑張ろうという気持ちが必要であります。男性職員だけでなく女性職員の意見も必要であり、役員、職員、センター長、3 者が一体となって考えていくような雰囲気欲しいと思っておりますが、その点は、どないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、あの、地域づくり協議会の方については、基本的に、町としての、その取り組みの中で、各地域毎に、地域づくり協議会毎に担当者というものを、一応設置してですね、その専任担当者が、センター長また役員の皆さんと一緒に、色んな計画づくり、活動についても行なっていくという方法で、まあ、進めております。それと同時に、当然その地域毎にも、職員も、当然、いる地域もありますし、職員が、そんなに居ない所もあります。職員によりましてはね、そういう経験と言いますか、土地、仕事の関係の中では、地域づくりとか、計画とかという事は、未だ経験した事のない職員もおります。で、まあ、一般の、その全体、職員は、やっぱり地域に帰っては、先ほど申しましたように、地域住民、町民の 1 人です。だから、それは、地域づくりの中で、職員としても、積極的に参画するという意識も持たなくちゃいけませんし、また組織としても、その協議会の中でね、職員も、その協議会の活動員とか、推進員とか役員にも、一緒に入るようなですね、組織体制もやっぱり作っていてももらわないといけなかなというふうに思います。それは、地域の中での皆さんの話し合いの中ですから、誰を入れなさいとか、絶対職員が入らなくちゃいけないという話ではないんです。ただ、同じように、1 人の住民として、そして役場職員というのは、まして、そういう経験もあれば、皆さんから見てもですね、ある程度、力も頼りにもなるというふうに思われる部分もたくさんあると思う

と。そういう気持ち、考え方を、やはり、色んな教育の中で作っていかなきゃいけない。それが、私は、生涯学習だというふうに思うわけです。ですから、町が先導してとか、町で、こうなさいという事ではありません。そういう活動をする土壌、地域、町、地域づくりのあり方というものを、こう考えて、それに皆さんが、少しでも参加していただいたり活動しやすいようにし、そういう考え方を持っていただけるような環境を作っていくという、これがまあ、町の仕事ではないかというふうに思っておりますので、中々1年、2年でね、簡単に、こうできるものではない。これは、やっぱり、生涯学習と言われるようにですね、ずっと継続した永遠の課題ではないかというふうに思うわけです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） はい、4年間の町長の1期中に、まあ足固め、特に基礎づくりが必要で、図面だけでは、計画性の物であって、柱を立て屋根が出来てこそ、本物と言えます。その点から言えば、この期間が一番重要視した基礎づくりの期間であり、まちづくりの将来に向けた対策ではないかなというふうに思うんですけれども、そういった点は、どないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、新町合併して、全くゼロからの出発ではありませんし、これまで、やっぱり長い間、まあそれぞれ、色々な旧町においても、そういうまちづくりや住民の皆さんの参加による、色々な協議会もつくられたり、話し合いの機会もありですね、皆さんが、そういう参画をして町のまちづくりにも、参加をされて来たという事です。やはり、何と言っても、皆で話し合いできる、また協議ができる、やっぱり場というものが、まず必要であり、そのそういう、どう言うんですか、コミュニティー社会、地域の社会のつながりという物が非常にま、強いつながりが大事になるわけです。まあ、そういう物を、まず基礎としてですね、先ほど敏森議員言われるように、そこに柱を立て、屋根をかけ、家を作っていくという事です。まあ、そういう事で、まあ、非常に一つひとつこれは、積み重ねて行かなきゃいけないんですけども、そうは言っても、基礎ばかり作っているわけにはいきません。やはり、当面の色んな町としては課題、近々の課題、直面している物についても、色々と進めながらですね、やはり、しっかりとした、皆さん方、地域の、そういう何でも話し合い、地域の事を、皆が自分の事として考えれる、やっぱり土壌という物を、こういう物を、やはりきちっと今のまちづくり協議会の目的という事の中でね、大きな目的として、それを捉えて、一応協議会も、今1年半ぐらい設立してなったわけです。ようやく、1つの協議ができる場ができたわけで、私も、そういう場の中で、一緒に行って、色々な意見を交換し、話も聞かせていただいたりして、こちらの町の状況もお話をさせていただいたり、そういうお互いの意見交換ができる、一応状況ができてきたという事ですから、そこから、やっぱり新たな協議の中で、次の地域に対す、やはり、課題、課題に対しての解決策ですね、そういう物を具体的なものとして、これから捉えていけるような、まあ、そういうまちづくり協議会の活動にしていきたいなと。していただきたいなというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） もう1点だけ、中途半端な事は、非常にこう、駄目でありまして、人がやっているから同じ事をやっていたら間違いがないでは、発展性がありません。地域に応じた人がやらなければいけない事を考え、そして、とことんやる。失敗しても、改良を加え、それが近道かもしれないし、ゆるぎない契約であると思います。ひまわりの里づくりがそうであったように思います。南光地区でひまわりを作り、県下にはない全国農村景観百選にも選ばれたところではありますが、それだけに止める事もできない状況であります。しかし、その後、あちこちでひまわりの集団栽培を行なっていますが、もう次の先取りの事を考えて行かなければなりません。競争心と自制心を折り重ねた考え方が、非常にこう難しく、今後の地域づくりに期待するものですという事で、終わらせていただきたいなと思います。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 敏森正勝君の発言は終わりました。
続いて、12番、大下吉三郎君の質問を許可いたします。

〔12番 大下吉三郎君 登壇〕

12番（大下吉三郎君） 12番、大下吉三郎でございます。

私は、合併特例債充当予定事業について、町長に伺って行きたいなと、そのように思っております。

旧4町において、町の振興計画、過疎計画等から提案のあった各種の主要事業のうちから、住民の意識調査の要望の強い事業について、合併特例債の対象事業として、当時合併協議会に旧町毎に、それぞれ予定事業の一覧を提出しているところであります。新佐用町の合併特例債充当計画に想定している主要事業について旧4町より13項目の事業計画が合併協に出され、新町まちづくり計画なり合併特例債充当予定事業としての計画が記載されておるところであります。ただしながら、時代に即した事業も新規に加わるもの、また除外したものなど、その時々補助メニュー事業によって進められて変更がある事も承知しております。が、合併を間近に控え、旧町で実施ができなくなった新町に引き継がれなければならないと。それぞれの思いが意固地となっているものへの住民の気持ちを考える時、この計画をできる限り早く新町において均衡のあるよう実施する事がより住民に應える事だと、私は思っております。従って、この事について以下のような件について、若干伺って行きたいなと。

まず、1つは、主要事業の予定年度なり計画及び金額等について。

1つ、主要事業の進捗と完了件数は。

次、予定事業から外れた事業はあるのか。

次に、自然体験型観光公園施設事業、これは、笹ヶ丘周辺事業等についてであります。この事についても伺って行きたい、この様に思います。

また、佐用町総合計画、平成19年から26年度における、そういった総合計画事業等についての折込内容等、また、それぞれの思いを町長に伺って行きたいなと。この様に思っております。

一応、この場での質問を終わりといたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは大下議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、合併特例債充当予定事業についてのご質問でございますが、合併に係る市町村建設計画の基本4項目として、合併市町村の建設の基本方針・合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項・公共的施設の統合整備に関する事項・合併市町村の財政計画を定めることとされておりまして、この基本項目に基づき、当該事業が広域市町圏の計画に記載されているなど、圏域としての重要事業、旧町の総合計画、過疎地域自立促進計画などに記載がある事業、また懸案事業などが予定枠事業として計上したものを、合併協議会で取りまとめ、合併特例債事業計画を申請をしたところであります。

合併特例債充当事業での予定事業として取り組んできております事業は、平成17年度に防災行政無線整備事業。平成18年度には、合併振興基金積立、久崎小学校屋内体育館建設。平成19年度は、上月小学校屋内体育館及び同小学校耐震補強工事、姫新線高速化事業、道路改良工事関係では7路線と橋梁関係が1件でございます。また当初の予定事業外では、現在行っております通信基盤整備事業光ファイバーの敷設工事等行っているところでございます。起債計画額で申し上げますと、起債可能額は115億450万円に對しまして、事業を展開しておりますが、将来にわたる交付税算入で、合併特例債より有利な起債に振替えるなどし、現時点での実施・予定事業全体で申し上げますと、起債額は、地域振興基金を含め34億2,680万円程度で、実施事業等の率は30パーセント程度でございます。予定事業から外れた事業といたしましては、交付税算入の有利な起債、過疎債などに振り替えた道路関係、また事業計画に掲げております定住促進住宅建設、これ町営住宅の建設また改良事業、広域水道施設統合整備事業などが対象外となるという事に聞いております。ただ、合併特例債の予定枠事業は、合併協議の中で、各町が、それぞれの事情で持ち寄ったものであり、当然、その計画には、十分な検討がなされたものばかりではなくて、予算枠を取る為に、合併協議会で取りまとめ計上したものでありますから、実施に当たりましては、必要性、内容の妥当性等充分に見直していかなければならない事は勿論であります。

次に、自然体験型観光公園建設事業という事で、笹ヶ丘周辺事業につきましては、これはまあ、地域の方々皆さん方で整備検討委員会で検討された素案のままで、合併特例債予定枠事業として提出をされておまして、計画内容につきましては、やはり、現在の笹ヶ丘自体が、赤字経営の中で、大きな投資を行なって、今後の運営が、充分採算が取れるかどうか等、十分にこれは検討しなければならないものであるというふうに思っております。次の佐用町総合計画についてでございますが、佐用町過疎地域自立促進計画、新町まちづくり計画で予定された事業を基本としながらも、新たな事業を盛り込むなど、新佐用町に必要な事業を織り込んでおります。財政事情を加味しながら適切な時期に各々実施計画を策定して、実施をしていく考えであります。

以上、大下議員からのご質問に対して、この場での答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） 町長、どうもご回答ありがとうございます。

まあ、色々この充当事業につきまして、私自身も、これらにおける事業の考え方等につきましては、自分なりに理解はしておるつもりでございます。その上に立って、敢えて、新町、佐用町としての心構え、また各4町の、それぞれの旧町の望み、希望というものを、また、事業の遅れていた物を、特に、新町において、実施していただきたいという思いから、それぞれの各町が持ち寄ったものであろうと、私は、考えております。町長、先ほど、予算枠の為に、それらを敢えてあげたのではないかなというような、発言があったかのようには思いますけれども、私の問い間違いであれば、お許し願いたいと思いますが、決して、そのようなものではないと、私は思っております。我々、旧上月町から、ここに来た人間としては、それぞれの思いの中でそういったものを新町で是非やって欲しいという思いを持って上がっておるつもりであります。そのような観点から、13項目にわたる当時の各町からの持ち寄りが、今の実施計画しており、また、それらのものの、今、町長おっしゃった、消えて行ったもの、消えていったというよりも、工事を後回しにしていったものというふうに、私は、考えております。そういった中で、新しい、今情報通信網の整備なり、色んな、今、町長5項目言われたような、新しいメニューも加わった。その中で、特例債を使ったり、また、それぞれの補助メニューによって工事が進捗されておるもの、我々旧町から来ておる者としては、それらについても、上月町地内においても、多くの、それらの工事も計画していただいております。本当に、まあ、ありがたいなという事の中から、それでも、まだまだ、これから新町均衡のとれた、そういった行政運営をしなければならないと、その上に立って、そういった思いを、私は、この場で、町長に再度伺って行きたいという思いから、この様な事を申し上げておるつもりです。お前何言うとなやと。もう、そんな話、今更どうなるんやという様な事も言われるかと思えます。そうではない、決して、やっぱり、それを今後、今、できなくっても、この10年間の中において、115億という1つの金額が示されておりますけれども、それらについても、決して、ただで貰える金ではないという事も、充分承知しております。これらについては、全て借金という形の中で、返済をしながら、何とか、それらの各町民の思いを、それらの中で解消をしていく。そういう努力していくというのが、我々議会人であり、管理者であると、この様に私は思って、敢えてこの問題について、質問をさせていただいてます。過日財政課長、小河課長ともですね、これらについての金額、またそれらの進捗、また工事内容と、色々と膝をつきあわせて、色々と教えていただき、また自分自身も、課長に対して、非常に言いにくい事も言わしていただく中で、敢えて、この様な質問なり、この様な事を、言っておる次第であります。そういった中で、その事業計画の金額と、また主要事業の進捗完了等の件数等も、今町長の言われたような事で、私も理解をし、何とか、ヨチヨチながらも、一つひとつ消化ができておるなど、この様に思っております。その中で、一番大きな、各町、三日月町さんにしても、大きな陣屋という1つの物の中で、大きな課題を提起しておられる事もあります。我が、旧町から上月からは、大きな、先ほど言いましたように、自然体験型の観光公園建設事業という事について、色々突っ込んだ中で検討したものを、合併を目前に控えて、その事が、達成できなくして、仕方なく、この合併に踏み切り、それらを今後していただきたいという思いの中から、この様な計画等も出され、現実に職員のグループ、また公募による10名のそういった特別委員というものを作って、その中で検討し、笹ヶ丘公園全体を佐用郡の、そういった公園施設を、憩いの場としての物を、今後できるのならばという形の中で、町長も先ほどおっしゃいました笹ヶ丘荘を中心とした、今であれば、年間500万からの赤字でなっておるという事でありましてけれども、それらに対しての追求もする、コンサルタントを入れて、どのように今後運営したらいいのかと。また、その周辺整備はどのようにするのかという、双方のそれぞれのグループの中で、今日まで検討した結果がですね、町長もご存知のように、そのまと

めを、今新町に引き継がれておるところであります。まあ、この辺について、その1、2項、3項、4目は、これで、私も理解しますけれども、その自然型のについて、町長に再度伺っていきいたいと思います。その様な我々の思いが、まあ、新町に引き継がれておるとい事は、事実でありますし、町長も理解をしていただいておりますけれども、そういったまとめ等について、町長は、温泉開発等々また、そういった調査資料という物について、町長は、ご存知でしょうか。お聞きいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい町長。

町長（庵逄典章君） そういうご質問をいただいたりですね、これまでも、そういう計画をされていたという事は、私も聞いておりましたけれども、内容に詳しく当初は、その計画書を見てなかったとう点がありました。ですから、まあ一般の方からも、そういう事をお話があった時に、その計画、そのものは、引き継いだ物、担当課から持って来て、内容を良く見させていただきました。まあ計画についてはですね、今言われるような経過の中で、上月、旧上月の中で、委員会を作って、計画されてるとい事ですけども、実際、旧上月の中での過疎計画とかですね、総合計画では、これは、位置付けておられないという計画です。で、まあ、その計画素案、私で見れば、やっぱり、これは、ある意味では、当然まあ、素案、委員会でのね、一応素案として町長へ答申された、こういう物でという事で、答申されたものであろうと、その素案について、未だ、当然時間的にも充分検討される時間はなかったという事で、素案として出された、素案と言いますか、その委員会だけの検討の中で出された物であり、町として色々と計画性についての内容検討はされていない内容だろうなというふうには思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） はい、町長の方も、その内容等について、見ていただいておりますので、ありますので、話はしやすいかなと、この様に思っております。実は、笹ヶ丘公園整備泉源調査業務という1つの、そういった報告書も、それは、大阪のドリコという株式会社の、調査専門員の方をお願いをし、電磁波、電波調査をしたところでありまして、それらにつきましても、非常に詳しく資料としては報告されておるわけです。また、我々素人としてはですね、そういった2つの大きなグループ、それぞれのグループによって、全て笹ヶ丘を中心とした、そのプラスマイナスの面を大きく、こう調査しておるわけです。それらについても、我々町が実施しておる広島県の三次市の方にも行きましてですね、温泉と同時に、そういう町営の宿泊施設というものについても、君田村、あの辺りについては、年間、ああ、1日ですね、600人ぐらいな、400、500人ぐらいな600人風呂の、当時600人と聞きましたけれども、温泉入浴者が、その施設に来て利用されて、泊まったり日帰りしておると。これは、黒字の所であります。また高知県の窪川市、今、四万十市になっておりますけれども、そのホテル松葉川荘という所についてもですね、現地を視察させていただく中で、やっぱりここら辺りも町営でありながら、温泉という1つの物を取り入れる中で、黒字で転じて運営がされておると。何とか我々も笹ヶ丘荘というものについて、そのような格好の中で開発する、同時に活性化をしていこうという気持ちの中で、今でも、私は、その事を強く思っておりますが、何とか、そういった笹ヶ丘だけがマイナスになっておるといのは、おかしいのかなという事も考え、なぜかなという事も考えております。

他の市町であれば、その様に黒字で転じておるといふ所もあるわけですから、何とか、その辺りも、1つの資源という物の活用ができないのかな。この様な事を思い、当時も取り組み、今もその事を、私は、強く思っておるわけでありませう。そういった資料等も、本町においても既に、ちゃんとした報告書が今、まちづくり課の方で保管されておるわけですから、今後ともその10年間という月日、またそれ以上に、亘って行ったとしてもですね、こういった各旧町からの合併協における、そういった、それぞれの諸問題、これについて、やっぱり、まず最優先しながら、色んな補助メニューの中で、優先的に取り組んでいかなければならないかと思っております。また道路関係についても、その当時の要望であれば19路線というものが、上がっておろうかと思ひますし、既に、今6路線ぐらひは、完了しておるといふ事も事実であります。まず、そういうような物を率先して、その事業に対して、取り組む姿勢という物を、また新しい補助メニューが、どんどん、どんどん、今、既に、5項目、6項目出ておりますけれども、もうこれも、今大きな佐用町としてのメニューとして、大きく取り組んでおるところであり、非常に喜ばしい事ではありますが、そういった事も、大切であるけれども、当時の、そういった2年前、3年前からの、そういう要望、希望というものも、非常に大切であります。住民は、これらについて非常に關心を持っておるわけですね。そういう観点から、再度この13項目、まあ、当時の13項目というものについての金額配分なり、そういった特例というものを、いかに使えていくかという事の重要性というものについて、町長、この13項目以外、プラスアルファ13項目についての取り組みですね、これは、どの様に思っておりますか。

議長(西岡 正君) はい、町長、答弁願ひます。

町長(庵逄典章君) 合併特例債というものは、この合併した市町村に対する特典、その色々地域のですね、こう色んな事業、まちづくりを行なっていく為の大きな財源として、認められているものです。これは、当然、有効に活用していかなきゃいけないというふうに、当然思っております。ただ、その特例債で作った事業がですね、将来、その町の、大きな、または財政的な負担、重荷になって行くようでは困ります。施設は作っても、その施設の運営が、大きなまた毎年多額の一般会計を投入していかなきゃいけない。住民の色んな生活の面に、それが影響及ぼすような物では、これは何の為にやったかどうか分からないわけですね。ですから、この実施に当たってはね、先ほど、私が、まあ、予算取り、枠取りと言ひましたけれども、これは、各町からこういう物を、必要であろうという事であがって来た物ですけども、金額は、115億という物を申請する為には、とりあえず、その中からね、取り上げて、申請をし、まあ、その事によって計画が一応認められているわけですね、ただ、実施に当たっては、その内容については、また改めて精査したり、充分に、その妥当性を検討した中で、行なっていくという事が、当然の事だというふうに思っております。笹ヶ丘につきましては、私も度々答弁させていただいておりますけれども、今、笹ヶ丘荘、どうしても、施設が小規模で中々経営努力という中で、その経営を採算性を取れるものにしていく事は、非常に難しい面、それを、そのどうしたら、まあ、この笹ヶ丘の経営に、まずアプローチができるような対策ができるかという事、そういう事で、周辺の土地の利用という事もですね、前にもお話をさせていただいたと思ひます。そういう事は、当然これから充分検討して取り組んで行きたいと思っております。まあ、あの、ただ笹ヶ丘の、温泉とか言うんは、この検討委員会の中には、非常にまあ、温泉という物ですね、大きく位置付けられております。源泉の調査も、お金を、コンサルに出されてされてると。しかし、まあ、こういう、その温泉を使ったメインにした施設というものは、かなり全国で作られて来た訳ですけども、確かにお話のように、非常にまあ、繁盛し

て黒字になっている所もありますけども、逆に、非常にまあ、一時お客さんあっても、段々とお客さんは減って行って、後の運営に非常に困っている所もあります。特に、お湯の温度ですね、量、これがどうしても、佐用の地域なんかになれば、1,000 メーター、1,500 メーター掘れば、お湯は出ますけれども、まあ、それはあくまでも冷泉、20 数度ぐらいな冷泉。それを沸かしてですね、使うという。まあ温泉施設というのは、非常に経費が当然、掛かります。特に、最近の、こういう石油価格が上がっているような状況のなかです。現在、行っているのも、非常に経費的にも非常に大きな負担が増えているような状況です。それとその道路の問題とかですね、色んな周辺整備も含めた事を、実際、総合的に考えていかないと、施設というのは、中々安定した運営ができないという事で、道路建設、この計画の中にも検討されておりますけれども、橋を架けて道路をつくと。新しい進入道路を確保するという事が、どうしても不可欠だというような計画もされているわけです。しかしまあ、その合併特例債の、とりあえずあげられている事業費としては、2 億円余り、とてもまあ、2 億円ぐらいなお金ですね、そういう事まで含めてはできません。ですからまあ、現在の笹ヶ丘と今の公園。これを、まず、これまで整備をされて来ておりますので、何とか有効利用し、やはり、ああいう施設は、町にとっては、必要だと、私は思っておりますので、その、まず赤字経営をですね、黒字化して行けるように、こういう努力を、まずしていく中で周辺土地をですね、少しでも、それに経営にプラスになるような形での活用できるような事を、やっぱり考えていくのが、やっぱり妥当な形ではないかなというふうには、私は、今のところ考えております。で、後、将来的に、こういう計画をされるものがね、当然、まあ、皆さんの色んな意見もあるでしょうし、まあ、妥当な、妥当と言いますか、実現可能な計画という事になっていけばですね、また、それは、1つのその中で、協議の中で、取り組んでいく事は、その為の1つの資料として、これは十分に、また検討された報告書というものはね、尊重していきたいというふうには、思います。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） はい、ありがとうございます。

まあ、私自身もですね、今今、こういう計画があるから、こういう物が挙がってるから、必ず、これをやりとげさせなならんのだという事も、それはありますけれども、その我が町の財政考える時にですね、そう、今言われておるような事が全てできる、またしなければいけませんけれども、できるとは思っておりません。順序という物もありますしいたします。ただしながら、そういった事業実施についての考えというものは、やはり基本的に持っておかなければいけないのじゃないのかなと。まず新町において、充分な、その検討協議という物を、これは、重ねるとい事が非常に大事でありますし、それぞれの均衡を保ちながらの、そういった計画について、やっぱりコツコツと進めていただく、これが基本であります。また、それらの財政状況を踏まえながら、メニューはメニューとして、新しい方向で取り組める物について、当然、今取り組んでいただいておりますけれども、より強くですね、そういった分配をしながらの、また補助をいただきながらの工事の進め方をさせていただきたいと、また内容等の変更についてもですね、大きく、この2年で変わっております。まあ、これらについても、非常に重要な事であり、今、取り組んでおる事についてもですね、非常に大切な事であるゆえに、今全力を挙げて取り組んでおるわけですから、それは、それとして、我々も支援をし、取り組みに対しての応援はしていきたいと、この様に思っております。また新町においてはですね、そういった、もう既に3年目を迎

えておるわけです。もう2年間は、本当に、我々自身も模索をしながらの今日までであったと思います。一応石の上に3年と言いますが、今の時代は、もっと早くという事で、もう既に3年目に入ったわけですから、これら等も含め新しい新事業というものも含めて、やっぱり地域全体の発展と住民福祉の向上という事を基本にですね、これらの大きな課題に対して、やはり取り組む必要があるかなと思います。新しい、そういった13項目についてという、その当時の13項目という事を、私は、言っておりますけれども、どんどん新しいメニューの中で、合併後の新町というものについて、本腰を入れるという事が、今、大切であろうかと思っておりますし、また、それらの課題を解消していくという事は、非常に大切かと思っております。

それで、次に移りますが、まあ、総合計画という、これも同じような事を、前回は、私、この総合計画について言いましたが、これらの大きな課題、それぞれの思い、新しい新町としての思いという物を、今後ずっと取り組むという事に対して、本当に、あの、新しい冊子の中に、佐用町総合計画という物が、こう作られておるなかで、本当に、これらができる、本当に、全く言う事のない、明るい、本当の我が町になるのかなと思っておりますけれども、先ほど敏森議員の方からも、本当にまちづくりというものについての基本という物は、今、言われておりましたけれども、全く、そのとおりでありまして、これから佐用町の総合計画をいかにして、我々の自分達の物にしていくのかと。今までの、そういった課題を、いつ、どこで、どの様に取り組んでいくのかと。ただ、そう言った、ひな型だけではなくして、実際に予算を計上し、そういった取り組みをしていくという事が、非常に大切であるという事を、町長に思っておりますが、町長のお考え、再度お聞き、その総合計画についてお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、総合計画という事の中身というのは、当然、総合という事が書いてありますようにですね、町のあらゆる町民生活、住民生活に資する、色んな、まあ、全ての事をですね、これをバランス良く高めていって、先ほど言われるように住民の生活の福祉の向上、生活の向上を図るという事を目的としております。しかしまあ、そうは言っても、具体的な事業になってきますと、どうしても計画なり年次的にやっていかないと、予算的には、限られた予算の中で、この事を、やっぱり求めて行かなきゃいけないという事ですので、何とか、まあ、年度毎にですね、最大限の予算を確保しながら、この計画、全てここに網羅されております。そういう物を、少しでも実現をしていけるように、努力をしていくという事で、答弁とさせていただきますと思います。

20年度におきましてですね、これから予算編成を行なうわけですが、県の財政事情も非常に厳しい状況になってきます。財源、財政的にですね、長期的に見れば、もう町の財源と言うのは、非常にまあ、わずかな物で国や県からの、色んな交付金、補助金に依存しているわけですが、まあ、そういう中であって、最大限この必要な、町民の皆さんが求められる事業と、また色んな計画について、進めて行きたい、努力していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） まあ、最後になりますけれども、我々、今私が、お伝えしました

ような、その整備計画、笹ヶ丘等についてもですね、ただ単に予算取りの為にというような事じゃなくして、本当に、あの笹ヶ丘荘を中心とした、1つの思いという物を、ぶつけていたわけでありまして。その中に温泉が入るという事につきましても、500数十万という金額を投じてですね、コンサルを入れ、また、そういった泉源という物を、調査、独自でやりながら、その当時は、余談になるかと思えますけれども、坂本あや子氏の寄附という事の2億円というものが、未だ上月町にはありまして、それを使って合併までに何とかという話をこぎつけるように、相当力を入れたわけですが、その2億円が、一般財源として振り込まれて、本町、新町に持って来たという、色んな過去の経緯の中で、非常に、今、思いは、残念だなと。坂本氏の意が、本当に、今佐用町の福祉というものに、使われていないという事について、非常に残念とは思っておりますけれども、それは過去の事であり、仕方のないとして、この様な力でもって、我々それぞれの委員さんが、ちょっとお見せしますけれども、笹ヶ丘公園整備報告検討委員会また町職員で作っております、そういった1つの、この様な、笹ヶ丘公園活性化委員会の報告書というような物を、1年間論議した上によって、この様な事でやっ行ってこうとした矢先に、この様な合併という事が、出て来る中で、事業が遅れたという事は、事実でありますし、何とか、その様な事を町長も、心に止めていただいて、今の今という事じゃなくしたとしてもですね、今後、10年間、15年間の中では、何とか、そのような事も復活ができれば、本当に、私の今日の話が生きて来るのかなと思ひながら、町民の気持ちというものを、本当に大切に、今後していかなければならないという気持ちで町長に、今日も伺ってまいりました。再度、その様な事で、もう一度、町長も、その委員会の報告書も見して欲しいという事であれば、私も、いつでもお出しして見ていただいて、何らかの意思表示していただければ、非常に嬉しいかなと、この様にも思いますし、とりあえず現佐用町の予算という物を勘案しながら、今後とも重要課題についても取り組んでいかなければならないという非常に我々の使命もありますので、町長にもご無理を申し上げますけれどもですね、ひとつ、この事を、心に留めていただきながら、私の拙い設問でありましたけれども、よろしくお願ひしたいと、お願ひして終わります。

ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君の発言は終わりました。

ここでお諮りします。昼食の為、午後1時まで休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

午前11時54分 休憩

午後01時00分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

なお、山田弘治議員につきましては、体調不良という事で、午後から休ませて欲しいと言う届出がでております。教育推進課長には、他に会議がありという事で、休ませていただきたいという届出が出ておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、つづいて3番、片山武憲君の質問を許可いたします。

〔 3 番 片山武憲君 登壇 〕

3 番（片山武憲君） 議席番号 3 番の片山でございます。

ただ今より、佐用町水道水源保護条例の内容について、一般質問を行ないます。よろしくお願ひします。

この保護条例の目的としまして、「水道に係る水質の汚濁を防止し、安全で安心して飲む水を確保するため、その水源を保護するとともに、きれいな水を享受する権利を守り、もって現在及び将来にわたって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。」が慎重に審議できるよう、以下について町長の考えをお伺ひいたします。

つ、第 7 条、事前の協議及び措置等においてあります「関係住民」の解釈でございますけれども、少なくとも同じ水道水源の給水を受ける範囲の住民を対象とされたい。

つ、第 19 条の審議会の委員についてでございます。これも、同じ水道水源の給水を受ける地域の自治会長も委員会に出席して、審議できるようにされたい。

以上、この席からの質問を終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願ひます。

〔 町長 庵途典章君 登壇 〕

町長（庵途典章君） それでは、片山議員からの水道水源保護条例の内容についての質問に対してお答えさせていただきます。

水道水源保護に関する規定につきましては、合併前においては、旧佐用町及び旧上月町が平成 14 年にそれぞれ「水道水源保護条例」を制定施行されており、合併協議及び例規の調整により「佐用町水道水源保護条例」を合併時に制定施行いたしております。

ご質問の、第 7 条に規定する「関係住民」の範囲の件であります。本条例の上位法令であります「兵庫県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争と予防と調整に関する条例」第 2 条第 5 項において、「関係住民」とは、「産業廃棄物処理施設の設置に伴って生活環境に著しい影響を受けると認められる者をいう」と規定されております。また、水道水源保護条例におきまして、この対象事業所については、産業廃棄物処理事業所、その他水質に対する汚濁をさせる物というふうに、規定をされておまして、産業廃棄物処理施設のみを水道水源保護条例におきましては、対象としたものではなくて、一般の排水を伴う事業所全てが対象というふうに解釈をされるわけありますから、この許可申請の手続きにおいて、給水を受ける全ての住民を対象とするという事につきましては、条例による指導といたしましては、そこまで広げるといふ指導を行なうという事は、これは、法令条例から見ても、行き過ぎたものになるのではないかとこのように思っております。次に第 19 条に規定する「審議会委員」の選任の件であります。旧佐用町では「良好な環境の保護に関する条例」に基づく「佐用町環境保全審議会」の設置、また旧上月町は「上月町水道水源保護審議会」の設置の規定などがあり、例規の調整を図り、旧上月町の例により制定施行し「佐用町水道水源保護審議会」を 20 人以内で組織をしたのであります。次の、「給水を受ける地域の自治会長も委員会に出席し、審議できるようにされたい」とのことですが「審議会」の設置の目的からして、詳細な調査審議等を行い、町長に対する意見を具申する上で、19 条に規定する委員 20 人以内において、地区代表の委員の委嘱については、佐用町連合自治会の役員 14 名の各地区自治会長様にお願ひし、慎重な審議を行っていただいております。今後におきましても、引き続き現条例の規定の適用により執り行なうまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますように、

お願いを申し上げます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） 現在、才金ファーム問題で良識ある町民は、大変な状況であります。とは言いながら、水道水源保護条例のお陰で、誤った結果が、出てしまわずに、足踏み状態になっています。幸い、現時点、現在では、庵途町長は、この計画が白紙撤回となるよう該当する集落の周囲の自治会長さんと共に同席して、その該当集落に白紙撤回となるよう対応されておられますが、残念ながらその集落からは、未だに、意思のと言うんですか、変更の意思表示がなされておりません。現在膠着状態であると思います。今回の才金ファームの問題では、結果としては、周辺の住民に対し、業者による説明会が開かれましたが、時期、タイミングが遅かったと思います。そこで、今からの対応の為にも、そして、今後予想される別の業者からの施設設置計画の申請などの、に対応する為にも、この条例の内容を、より具体的に明確にする事によって、広範囲の多くの住民が、早く情報を知り、説明を聞く事により、より良い判断をしていただいて、良い結論、審議結果が出される事を望みます。町民の健康被害が出てからでは、手遅れです。環境汚染が発生してからでは、やはり、もう遅い、手遅れです。再度、こういう事で、こういう事がありまして、今までの経緯で細かいやり取りをすればいいんでしょうけども、今まで、そういう場がありましたし、同じ事の繰り返しとなりますので、これからの為にといい事で、先ほどの申し上げさせていただきました。

まず第 点目の第7条に関してですけれども、県の紛争予防条例等の明記されておるんでは、当てはまらないというような解釈ですか、そういう事をおっしゃられましたが、私が言いたいのは、県の条例なり、町の扱い言うんですか、県のこの、水道水源保護審議、水道水源保護条例に明記してあるとか、してないとかは、こだわらないで、該当する町長が指定した関係集落以外の方にも、同じように情報を早く広く知っていただきたいという意味で申し上げたので、そういう考えで第一項目につきまして、再度、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） 色々な事業が行なわれる場合にですね、やはり規制の中で、手続きをきちっと法的に手続きを踏みながら、事業を行なっていただくと、それによって指導を行なうという事です。ですから、その条例にこだわらないという事ではなくて、やはり、その条例という物が、基にあって、それは誰においても公平公正に適用し、これを町行政としては、行政としての執行をしていかなきゃいけないという事、この事は、大前提にあります。ですから、例えば、その事業所だけを特定してね、この事業所の場合は、こういう範囲で説明しなさいと。いや、ここが、これであれば、ここだけで、この範囲だけでいいですよとかね、中々そういう事は、やっぱり町の行政の行政手続としては、そういう事をやって、非常に大きな混乱になってしまうわけです。ですから、水源保護条例におきましては、水道水源の保護条例におきましては、ここにも対象事業所というのは、産業廃棄物処理業、その他水源の水質を汚濁させ若しくは水源を枯渇させるような恐れのあるものという規定になっているわけですね。だから、産業廃棄物処理業全てという事では、ここ

ではない。やっぱし、そこの中において、水質の汚濁させという事があるわけです。そして、及びじゃなくって、その他水源という事で、産業廃棄物処理業と言われる以外の事業所、これにおいても、そういう水質なりを汚濁させる恐れのある物。これは同じように、ちゃんとした、こういう、その規制の中で、手続きを踏み、規制をしていかなきゃいけないという事になるわけです。ですから、その手続きの上において、関係住民に説明をするという規定になっているわけです。ですから、その事については、計画を周知させるという事、これは業者の、事業者の責任においてですね、しかし、まあ、水道の場合にはですね、水源のある所全てというふうになると、それは、もう非常に広域的な、これ今、水道になっているわけですから、非常に広い範囲、今後例えば、今後におきまして、水道自体の管を繋いで行って、相互に水を送るようになってしまえば、それは、もっともっと広くなります。そういう関係集落という事にしてしまうと、どういう事業であっても、そういう集落まで全部説明をし、同意を取りなさいよという事になれば、ほとんどの全ての事業というのは、本当に、事業活動について、佐用町だけが、そういう規制をしているという事で、非常にまあ、他、突出した形になるでしょうね。ですから、これは、水道水源の、条例の中においても、関係地域というのは、通常の県の上位条例なり、そういう物の中で、そこで責任を持って、やっぱし、その関係地域の説明と同時に、審議会というものが、やはり安全性とか、その内容というものを、きちっと審議をすると、指導をして行くと、その上には、どの県においても、こういう、その設置に関する審査というものがあるんですから、そこで、きちっと、責任を持って審査をしていくという事のね、やっぱり手続きというものが重要だと思います。ただ、片山議員が言われるように、そういう計画があるという事をね、そういう地域に対して、説明をした方がいいですよ。しなさいよと。それは、町の行政として、住民に、どういう事業であってもね、広報なり、色んな事では、こういう事がありますという事は、やっぱし、できるだけ、その情報として、こう伝えていかなきゃいけないとは思いますが、手続きとして、法的に、こういう事までしなさいという事を、その、そういう水道が、給水区域全てを対象としなさいというのは、私は、条例上、それは、ちょっと無理な範囲ではないかというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、ええっとですね、私が、今回申し上げておりますのは、まあ、この条例に基づいてとか、今回であれば、才金集落以外の周辺の村にも同意を求める、それが一番望ましいんですけども、そこまでは、いや、それがありがたいんですけども、先、それ言っていただいて、ありがとうございます。ちょっと、そういう辺、忘れかけておりましたんで、私が言いたいのは、今回の、この才金ファームの、今までの経緯、経験に基づいて同意を、行政手続き上、必要とする同意を求めた該当集落一箇所は、それは別にやぶさかではありません。ただし、その周辺の地域、今回、幕山の幕山校区で開催、業者説明の方ですけども、していただきましたけども、ああいう事なりする事によって、必ずしも複数の同意が要るような事すれば、結構、混乱ばかりするばかりですけども、私が、申し上げたいのは、同意を求める対象としなくても、そういう説明会などを、適切な早い段階でしていただく事により、その周辺の住民の考え方や意思が該当する集落、同意が求められている集落の人が判断する上でも、その辺の周辺の、周辺の住民の意思が伝わ

りますし、今回のような、あまりにも情報のギャップと言うんですか、レベル差による為、今回のような、ちょっと、足突っ込んだけど、足が抜けんようになったというような状況を防ぐ為にも、申し上げたのでございますけれども。じゃあ、あの、ちょっと整理しますけれども、先ほど、町長の答弁の中で、才金集落以外の同意を考えてくれよったんですけれども、それは無理だというような解釈ですけれども、そうじゃなくても、適切な、その該当集落と同じような時期に、そういう説明会など持たれ、そして、その該当する集落も、自分達の村だけの結論で、そして、町も、その村、その集落だけの結論で、手続きを進めるのではなしに、その最低、幕山校区、今回であれば、の様子を見ながら、該当の村が判断できるように、そういう事をお願いしたいと思うんですけれども、再度、よろしくお願い致します。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これから、その事業内容を事業者にですね、その給水されている地域、私もこの水源に係る、この関係する大酒の水源また久崎の、久崎の水源は河川が、どっちがどうか分からないですけども、そこの給水区域の、区域に説明をなさいたいという事ですか。その改めて、そのこれまでね、経過として、確かに、その情報が中々伝わってなかったと。これは、結果として、確かに、そういう状況が、私も、その生まれたという事についてはね、まあ、もう少し、その説明のやり方、町としての、その自治会長さんなり、地域に対しての、その取り組みと、お願いの仕方というのがね、その甘かったかなという、そういう、その思いはありますけども、その才金だけじゃなくって、幕山地域に対しては、この計画について説明は、状況、計画説明ですね、してくださいという事で、指導もして、それもされたという事ですね。で、それが、後、十分に全体に伝わってなかったという中で、その皆さんが知らなかったという範囲の中で、この計画についてのですね、皆さんの心配も非常に大きなものがあって、出て来て現在に至っているという事です。ですから、幕山、才金だけじゃなくって、周辺の幕山地域については、ああして、まあ説明を1回しておりますので、皆さんが、どういう物である、計画があるという事は、充分ご存知な訳です。ですからその中で、幕山地域の皆さん方、自治会長さんを中心に、地域として、この計画を何とか白紙に戻して欲しいという要望が地域の中で、全体でされて、才金の集落に、自治会集落に対してね、その要請をして、集落の方も考えますという事で、帰っていただいておりますね。だから、才金においての、やはり地域全体で、やっぱり、この問題を考えていただいて、何とか幕山地域の総意という物を尊重して、計画、今回の計画を見直し、才金として見直して欲しいという事を、まずは要請をしているのが、今の段階ですね。はい。ですから、水道水源というのはですね、条例というのは、これは、1つの法、条例上の手続きでありますから、この水道水源で、こういう、例えば、産業廃棄物処理業というものを全てね、対象に、そういう進出を防ぐという事は、これは、実際、条例の中から見ても、これだけでは、やっぱり無理な点がありますね。少なくとも産業廃棄物の処理においても、水を全く出さない。水質についての汚濁については影響のない施設もあるわけです。しかし、それが危険かどうか、危険でなくても、その危険でなくて水を出さないのもあれば、その焼却施設のようなですね、水を出さなくて、ただ、そういう産業廃棄物を焼却してするような施設もあるかもしれません。だから、それは、産業廃棄物の処理業の事業の、やっぱり規制の中で、これは規制をしていかないとはですね、この水道水源保護条例で、これを規制するというのは、町としても、基本的には、これ水を、条例にも書いてありますように、水を汚濁させる恐れがあるかどうか、こういう事を、やっぱり、きちっと明確にして対処していかないと、その水を出さない点だけで、その水を出さない

という事があるのに、水質を汚すんですよ、汚濁させるんですよという事の結論を出して行くという事は、行政上の判断としてはですね、これは行政者側の判断です。何で、その根拠がないのにしたという事になってしまって、それに対して、やはり、今後その行政の判断に対しての異議申し立てというのが出て来た時に対処ができないという事になるわけですから。その点は、やっぱり、水源保護条例全てに、ここにだけに、この問題は、この水源保護条例は、そういう水質についての、やはり規定でという事しか、これ作ってないわけですから、これは、これとして、きちっと判断はしていけないといけないというふうに思います。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、議長。

まず、今お聞きする、回答をお聞きする中でですね、申し上げたいことが、ちょっと増えて来て、あれなんで、ちょっと整理が、ちょっと混乱しとんですけども、まず、一番最初おっしゃられた、水を出さない。出す出さないですけども、これは、この条例でも、直接、水を出す、出さない言うよりも、汚濁、水道の水源を汚濁言うんですか、水質をね、いう事でありまして、色んな形での汚染のされ方があると思いますので、その点につきましては、今回、この場では、その今までも、他の議員の方が、色んな機会で、そういう事の論議されておりますけれども、ちょっと、その辺は、結論が折り合いがないと思いますので、敢えてこれ以上申し上げないんと、申し上げませんけれども、直接、水出す、出さないは、ちょっと、この辺、ちょっと、今日の一般質問の論点からは、ちょっと外したいと思います。

私が申し上げたいのは、ええっとですね、水道水源保護条例によって、この対象となる施設の設置計画を止めるのは難しいというような回答ですけども、ちょっと言葉の表現、私も、ちょっとおかしいですけども、私が申し上げたいのは、先ほど申し上げました水道水源保護審議委員会にかけられて、そこで規制解除となれば、行政的な、許可認可言うんですか、全部下りるわけですけども、そこへ行くまでに、行くまでに、この様な、今回の事態を防ぐ為にも、この 項目目で申し上げております、この住民に対する説明を、説明をですね、ちょっと言い換えますけども、同意を、同意を必要としている該当集落が、この村は、この村って、土地を売りますなり、受入れをOKですよという、それに間に合う、間に合う、そこの判断に、判断の時に間に合うような、間に合うように、周辺の住民にも説明をしていただきたいと。その辺は、先ほど回答がありましたけれども、そういう意味で、あくまでも、この水道水源審議会で、それだけで、否決、否決言うんですか、設置を認めないような、そういうあれじゃなしに、私の申し上げているのは、この 項目の方の解釈で、先ほど、町長も解釈同じだと思いますけれども、今回の経験踏まえまして、おっしゃられてます。これからは、そういう関係周辺にさせていただく事によって、この水道水源保護委員会が開催されなくても、そのもっと前の段階で、この話が、もう芽を摘まれると、そういうのを期待しての今回の一般質問でございます。そして、あの、同じ水道水いう事を、区域とか、水源地も複数ありますけども、それは、私簡潔に書く為に、詳しく書きませんでしたけども、まあ要するに、ねっ、該当集落以外、同じ事になるんですけども、周辺の村、今回でしたら幕山校区、最低限という事で、その辺は合ってると思いますので、あんまり、その細かいこだわりはございません。

それでですね、 項目目でございます。審議会の委員についてという事で、自治会長さ

んにも説明会、事業者には、説明会しましたよと、しておられるようですけれども、やはり、その中身ですね、説明は事業者によりされておったようですけれども、その説明を受けて、受ける事によって、このまま放って、受ける事によって、この行政手続き上の処理フローがありますけれども、この後、こういう流れで設置許可されるか、されないかというよな、ねっ、水道水源保護審議委員会で、ねっ、他法令の規制解除手続き求めて、町で、その開催されますけれども、そういう流れも、よく説明されて、されておられれば、自治会長さんの、その時の説明受けた後の、じゃあ、これから何をしなければいけないというような、そういう事で、もっと広く知れ渡ったと思います。自治会長さんによっては、水道水源保護、水道水源資源、水道水源保護委員会の、その、そういうとは何ぞやとか、構成は誰、構成の委員は誰とか、そういう事すらの、言葉すらも、1人だけかも分かりませんけれども、知らないような状況でございましたんで、やっぱり、その辺の説明もされる事により、この重要さがよく分かって、もっと広く住民に行き渡ったのではないかと思います。そういう意味におきまして、この2項目目の質問をさせていただきました。正規な委員としては、出席できなくても、該当する、今回でしたら幕山の自治会長、最低限ですよ。幕山の自治会長さんの意見を、そこの地域の代表自治会長である充て職で委員、水道水源保護審議会の委員になられる方が、地元の関係集落の全自治会長さんの意見を、よく酌みとって判断して、その水道水源の委員会に臨めるような、そういう体制言うんですか、そういう仕組みを充実していただければなと思って質問させていただきました。これについて、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、この審議委員さんにおきましては、当然、まあ、その地域の状況なり地域の人の皆さんの考え、要望という事も、これは頭には、当然持って臨まれると思いますけれども、本来は、この水源審議委員さんの、この責務というのは、この施設が、こういう申請された施設がですね、この条例の目的であります水質についてですね、悪い影響があるか、汚濁をさせるか、そういう事を、やはり色々な資料に基づいて、判断をしていくというのが、まあ、当然ひとつ大きな、この審議委員さんの責務であります。ですから、まあ、それは、そういう中で、まあ、色々な意見とか、そういう情報というものを、幅広く審議委員さんが、得る為にですね、まあ、その直接その該当地区、また周辺地区の皆さんの意見を代表で聞くという事を、委員さんの方からね、お話出させていただいて、そこに出席をしていただくと、そういういただいて、そういう意見を聞くという事は、これは審議会としての運営ですから、審議会の運営の中では、それはできると思います。しかし、まあ、一応先ほど言いましたように、この全体の、この事業の内容というものを審議するのが、審議委員さんの、まず最初に求められる責務ですから、その範囲において、誰でも入ってね、沢山の人が入ってという事ではない、やはり決められた規定の、この定員、この条例の中です、委嘱させていただいた審議委員さんに、最終的に協議いただくと、結論をいただくという形には、これはしていかないと、他の委員会、この委員会だけではなくって、色々な委員会においても、やっぱり、そのきちとした手続きを踏んでいう上でのルールというものが、あるわけですから、それは、やっぱり、そのルールの中で、対応して進めて行くという事、この事がやっぱり、町行政全体の運営の中では、必要だというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔片山君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、片山武憲君。

3番（片山武憲君） はい、ありがとうございます。町長も、私も、今は、この設置計画は、白紙に戻るべきだという考えで済んでおりますので、今日の私の質問2項目挙げましたけれども、通告内容は、この2項目ですけれども、その背景の、この説明の為に、話が、ちょっと膨らみ過ぎたという事は、お許し願いたいと思ひまして、今後、言葉が、同じ事を、途中で言いましたけれども、これからの対応の為、そして別件の、こういう事案が出て来た時の為に、今日申し上げました、私、この条例の内容を、特に明記して書き換えとか、未だ申し上げません。

結局の早い時期に多くの人に情報を知っていただいて、そして責任ある判断をすべき人達が、ちゃんとした良い審議が出来ていい結論が出るように、そういう面については、町長も同じだと思いますので、これ以上色々な事を論議するつもりありませんので、これから、未だ、その先ほど申し上げました膠着状態だと思います。事で、私も、途中までは、賛成言うか、反対できんようなあれかな思ひましたけれども、先ほど申し上げました多くの住民の様子を見まして、今、こういう方向で頑張っております。ちょっと、色々横道逸れましたけれども、今回の一般質問は、これで終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 片山武憲君の発言は終わりました。
続いて、2番、新田俊一君の質問を許可いたします。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 2番、新田俊一でございます。
今後の農林業についての質問をしたいと思ひます。

項目目ですけれども、今現在、農林業に対して、補助金やその他、色々こう支援をされていると思ひますが、何種類ぐらいあるのか、お伺いをいたします。

と重複すると思ひますが、水田について集落営農・農事組合法人・個人認定農業者、法人認定農業者、個別農業者等があると思ひますが、補助金等についての違いと補助率の違いをお伺いします。

項目目ですけれども、石油関係の単価が高くなり、益々農業も困難になって行くと思ひますが、これからの対策は考えておられるのかお伺いします。また 項目目ですけれども、ご承知のように田畑の放棄により、荒廃が進んでいると思ひますし、担い手農家の年齢も高くなり、益々荒廃田が加速して行くと思われませんが、どの様な対策を考えておられるのかお伺いいたします。

この場での質問は終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、新田議員からのご質問にお答をさせていただきます。
まず、農林業についての補助金や支援事業の種類であります、主に農林畜産業関係補

助金等交付要綱、農林業資金利子補給交付金要綱、はちの危険防止対策事業実施要綱、水田農業担い手育成奨励補助金交付要綱により実施しており、全体で約 30 種類程度となっております。また、国県等の制度に基づいて、今年度実施及び計画あるいは推進に関係しております事業は、中山間地域等直接支払交付事業、米の生産調整に係る産地づくり交付金、地域農政推進事業、わが村夢むら支援事業、景観形成支援事業、担い手経営革新促進事業、品目横断的経営安定対策事業、農地水環境保全向上対策事業等がありますが、これらの事業の中には、町負担のない事業や申請者へ直接交付される事業もあります。

次に、補助率の違いについてでございますが、町の制度に基づく補助等の対象につきましては、大きな区別はありませんが、佐用町水田農業担い手育成奨励補助金は認定農業者であれば金額が多くなっています。また、国県等の制度に基づく事業につきましては、事業ごとに農業者の対象が限定されている事業があることや対象事業者の規模形態によっても対象事業が異なり、補助率も違う場合がありますので、一概に補助率はいくらとは表現ができていく状況です。なお、個人農業者が国県の補助事業を利用することはできないものと理解しております。

次に、石油関係であります。このところの原油の高騰により石油関係商品等が値上がりしており、農業においても影響をおよぼしておりますが、現時点では補助事業等の対策までは考えておりません。

次に、田畑の放棄による遊休農地対策であります。中山間地域である佐用町におきましては、野生動物の出没による農作物への被害とともに農林業経営の低迷や農業者の高齢化による経営意欲の減退により、貸借農地や耕作放棄田の増加が今後さらに進むことが懸念をしております。このような状況の中、町内におきましても都市住民を対象とした農業ボランティアとして棚田交流人やふるさとむら会員を募集することにより、農作業体験や交流イベントの開催で農地や地域の保全を図っている集落もあります。何と云っても、佐用町の財産資源は、山林・農地である事を前提といたしまして、現在集落での地域づくりをどうするかを検討課題とし、取り組み意欲のある集落から、むらづくりワークショップを行い地域で出来ることの話し合いを進めております。今後におきましては、各集落での話し合いの進展にもよりますが、集落営農の取り組み、また新たな担い手の育成とともに、先進集落の例にならい都市住民に参画していただける活動や農産物の直売所等を核にして生産、加工、販売が一体となって、例えば、有機農法等による安全で美味しい農作物、消費者に喜ばれる物を生産する。計画的に、そういう生産を行なっていく計画を作っていく、作り取り組んで行くというような事、そういう事を、町としては、今後課題として、取り組んで行きたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） 再度、まあ質問させていただくわけなんですけども、ちょっと言葉がきついかも分かりませんが、少しお伺いしたいと思います。

水田や転作を見ましても、ピンからキリまでですが、農地の保全状態によって点数をつけるか、よく精査して、町民の納得のいくような農地の転作や保全をしている農業者には、手厚い補助金を出しても、また奨励し、状態の良くない農業者に対しては、反省も含めて補助金の額を減らすとかしないといけないと思っておりますが、いかがでしょうか。また、水田を耕作している、転作をしている農業者と熱心に農地保全をされている人との補助金の率

は変わってもいいと思うんですが、いかがでしょうか。また、全部補助金が一律ではないと言われましたんですけども、その補助金に対してでもですが、病虫害の予防しないとか、野鳥、鹿、猪等の防護柵もしないで、共済保険で減収を若干補っているというような農家達とは、ちょっと具合が悪いのではないかなと思います。国も発言しているように、町ももっと、先ほど担い手農家のお話も出ておりましたが、もっともっと担い手農家を育てる義務があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、確かに農地を管理をしていく上で、転作しても、いつでもきちっと、また新たな耕作ができるように管理をされている所と、ほとんどまあ、草がポウポウという形で管理をされない所、こういう事についても、当然国の方も、そういう事では、もう補助金を出していかないというようなね、形に段々になって来ております。しかし、中々その病虫害とか、本当に予防また有害鳥獣の防護柵等、全然ほたがして、それだけ手間隙かけてお金をかけても収益が上がらないという事で、その意欲がないという事で、ほたがされていると思うんですけども、そういう方と同じ集落においても自分の土地をきちっと守ってですね、そういう手当をされている所、色々と集落の中においても、農業者の、かなりその差がでてきている事は確かだと思います。しかし、それを、中々そのこういう補助制度とか、そういう物で、細かく分けて対応する事は、非常に難しいわけですね。そういう事を、個人個人に任せるのではなくって、やはり、その地域集落全体で、よく皆さんで協力して話し合っただけで対応していくと。そして、自分でできない所は、集落の中で、新しい、やっぱり担い手を育成していくというような事についてですね、取り組みを、この集落全体で話し合っただけでいいなと、そういう取り組みをしていただきたいなと。それに対して、担い手等についての、その助成援助という事についてはですね、町もできるだけ、その国の制度を利用しながらですね、進めていきたいなというふうに考えているところです。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、まあ、町長は、担い手農家を育てたいという発言がございましたけれども、これは集落で何とか考えてやれと言われても、ご存知のように過疎化が大変ひどい所であれば、本当に少ない人で農業が難しくなっております。その中で、集落でやれと言われても、これ、ちょっとまあ、非常に難しい点があるのではないかと思います。それで、やはり、町の方の行政の力でもって、色々な人に相談をかけて、そして、そういう指針を与えて、また一緒になってやっていくというような事はできないものでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは、そういう、その専業農家なり、まあ担い手として、これからやって行こうという方も、ある程度生まれておまして、そういう方々との話し合いの中でですね、確かに、もう集落だけでは、活動では、逆に、それだけの規模を確保する事もできない。かなり色々な地域で、出て行って、その農地を、それぞれ耕作地を広げて

ですね、まあ佐用町内にも、20ヘクタール、30ヘクタールですね、耕作を運営されている方が出て来てあります。そういう取り組みについては、やはり農地の、そういう貸し借りについても、町としても、その間に立ってですね、そういう事を推進できるように、支援をしていきたいと思っておりますし、ただ、最初に集落の状況なり、まず自分達の地域について皆さん一人ひとりが集落の中で、やっぱり基本的に話し合いをしていただいて、そういう土地をどういうふうに管理していくかという事は、個人バラバラでは、中々そういう担い手なりの方にとっても、また農地の集約をしようとしても、非常に効率が悪い作業になります。やはり、そういう営農に携わる方においても、少しでも効率良く作業ができるようにいう事では、地域の中で、土地をまとめて行くという事ですね、取り組んでもらわないと、そういう条件作りというものは、集落の皆さんで、まず考えていただく必要があるのではないかなというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 先ほどの3項目目でお聞きしたわけなんですけども、石油関係の事なんですけども、大変こう高くなって来ております。そういった中で、それに対しての、今のところの、どうするかという事は考えがないというような事なんですけども、石油高によって、まあ、その軽油とか重油とか、色んなこう箱とか、色んな物に対して、こう、相当高額な金が必要になって来るのではないかと思うんです。総量は、やはり反収という物は、大体もう増収されてもわずか、下手したら、もう病気が付いて減収というような事が多々あると思うんですけども、石油高によって、とてもや、なかの田んぼも、こう耕運できないとか、すけないとか、そういった事で、非常にこう、田自体が劣化して行く、また畑自体が劣化していくような事があるのではないかとが心配しておるんですが、この辺のそこは、どういうふうに思われますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） まあ、あの、今急激に石油関係が上がっておりまして、日本の農業も、日本の農業だけじゃなくって、私達の生活においても、もうほとんどが、石油、ガソリンを使ってですね、そのエネルギーで、色んな活動をしているわけで、その経費というのは、やはり、確かに値上がりっていうのは、経営面です、非常に圧迫してくるという事は確かだと思っております。ただ、一般の使う量がですね、その通常の場合であれば、それ程たくさんの量じゃないですから、金額的には、その事によって耕運機が使えないとか放ったがすという事はならないと思っておりますけれども、10ヘクタール、20ヘクタール、たくさんですね、この農地を、農業を管理されて、営農されるという事になれば、相当大きな費用負担になって来ていると思います。これは、農業だけじゃなくって、土木業とかですね、これは運送業にしたって、全てのこれ国民生活において、大きな、今負担増になってきているわけです。中々町レベルです、この問題をだけで解決したり、捉える事は非常に難しい事だと思っております。これは、国としてですね、こういう、今の石油の高騰、これに対する経済的な影響、こういう問題については、やはり国として、十分に早く、早急にですね、対策をして欲しいなというのが、私の気持ちです。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 確かに、町レベルでという難しい点があるかと思うんですけども、いつだったか、ちょっと忘れたんですけども、この情報センターで話とんですけど、まず講演で話されておったんですけども、まず、地方から、地方から発信して、国へこう要望して行くという、そして、我々が恩恵を受けるというような事を、講演会の講演ですか、その情報センターであったわけなんですけども、私も、そのとおりやと思うんで、無理だという事ではなしに、もっと前向きな考え方で、進めて行っていただきたいなと思います。それから、多分11月の19日だったと思うんですけども、テレビ放送されていましたが、OPECの会議の後、インタビューで各国の代表者が、色々とお話をされておったわけなんですけども、今現在、まあ90ドル1バレル90ドルですか、ちょっと、90ドルとちょっとだったと思うんですけども、一時は、1バレルが99ドルまで上がってありました。その時の事なんですけども、近い将来1バレル200ドルになるでしょうと話をしていました。それで、今のところ、増産する気もないと、今で充分間に合っているというような答えも出ておりました。今でも農家は大変なのに、1バレル50ドルも100ドルも値上がりになれば、離農者が増えて農業が立ち行かなくなる恐れがあると思います。今の、何も考えていないとか、そういった考えではなしに、計画を立てて、早くやはり、こう対策を考えて行くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） その世界経済のですね、今の動きの、その石油の問題、確かに、もうどうなるのか、私、心配は、もの凄く、私らも心配はしますし、この全てのね、農業だけじゃなくって、今言いましたような経済、色んな活動に大きな負担、影響があるという事。ただ、それを、その対策をですね、まあ、その何かしろと、考えるという、私らに、要求されてもですね、私自身、それをどの様にね、町ができるのか、ただ、まあ、例えば、それだけ値上がりした分について、農業者に対して補助金を出しますと。町も、経済、その農業者だけじゃない、今言いますように、色んな面で、商業の方も小売業の方もですね、皆、車を使い、土木建築の皆さんにしたって、大きな建設機械を使いますね、運送、それを流通にしても、トラックの、その大きなガソリン、軽油を使っているわけです。そういう所まで、全部ですね、そういう現在の世界経済の、こういう状況の中で、町が、そういう物に対して対応して行くという事は、本当に難しいんです。ですから、その声としてですね、国として、これを何とか収めて、やっぱりエネルギーを安定した形で、この供給できるような国の体制、そういう物をして欲しいという要望なり、活動は、それは声を挙げて行くという事はできるわけなんですけども、独自の対策という物を、今求められても、この事については、私自身は、中々そういう力は残念ながらないと言わざるを得ないと思います。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、転ばぬ先の杖と言うんですか、やはり、できないとかじゃなしに、まあ、シュミレーションでも何でもいいんですけども、こうなった時は、こういう

考え方もあるというような事は、研究していただきたいなと思います。また、新聞、テレビ等で報道されていますが、中国大豆にせよ、アメリカ大豆にせよ、また、とうもろこし等が大変値上げになっております。しかし、地産の大豆とか米は、それ程高くなっていないような気がするんですけども、今後の見通しはどんなものでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） まあ、世界の穀物市場の中で、大豆やとうもろこしが非常に高騰していると言われております。確かに、そういう食品の価格にも、非常に大きな、今値上げが出て来てですね、影響を受けているわけです。ただ、お米はですね、今のところ、逆に、今年は下がっていると、そういう穀物として、食料としては、日本も安い物を入れてですね、またお米の需要というのが少ないというような自給関係の中で、そういうふうになってるんだと思うんですけども、ただ、今石油が高いからと言って、そういうとうもろこしとかですね、大豆なんかを使って、バイオ燃料なんかですね、こうやってると、こういう事自体は、本当に、非常に間違った方向じゃないかなという感じは、私は、いたします。食料をですね、燃料にして焚いてしまうと。その事、そういう中で、地球温暖化という、非常にね、大きな、その堅い、これはもう、地球、全世界で考えながら、また一人ひとりの責任としても考えなきゃいけない、この環境問題に対してですね、もう少し国もですね、本当に、この事が解決策なのか、逆に、またもっともっと大きな問題を起しているんだという認識の事をですね、はっきりと日本の国としては、エネルギー政策と同時に出していかなきゃ、明確にしていかなきゃいけない問題だと思うんですけども、まあ、米が安いというのは、世界の中で、未だ日本の米が高いという事なのか、と言う事だと思うんですけども、まあ、そうかと言って、いつまでもこう安いのか、これが穀物が、非常に逼迫してですね、食料不足になれば、一遍にまた高騰してくるという事にもなるんだというふうに思いますけども。まあ、その辺の経済と言うのは、世界的にグローバル化している中で、中々先の見通しが、私たちににとっては、分からないのが現状だと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、是非、まああの、地産の物も、暴騰するというのは、具合が悪いんですけども、農業で生活ができるような程の事に、また考えて行っていただきたいなと思います。先ほど、敏森議員の時にも、ちょっと町長の方から説明がありましたが、今の日本は、自給率が 39.2 パーセントですか、アメリカが約 100。イギリスも大体 100とか、ドイツも 90 か、そない。中国が 80 ぐらいですか、何か、フランスが 120 パーセントぐらいとお聞きしておりますが、近い将来、地球の環境の変化により、穀物や、その他、食料も輸入が困難になって来るような時代が、何かこう起こって来るような感じを受けております。やはり、行政は、先を読んで、町民が安心して暮らせる事を考えて行くべきだと思います。特に荒廃田を無くし、田畑や山林を大事に守って、次世代等へ渡して行く責任があると思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 町だけで、とても、その日本の食糧事情というものを考えるというのは難しい、これは国の本当に一番根幹に係わる一番大事な大切な課題だと思っておりますけれども、そういう意味で、ただ、それを実際に行なっていくのは、もう各こう、こういう地域またそれぞれの農家、一人ひとりの言うたら肩に係って来るわけです。ですから、今、新田議員お話のように、私も、今のように日本の国が自給率 40 パーセントを切るようなですね、世界にも、こういう類を見ないような、ただ安い物を、どっからでも入れてくればよいというですね、そういう、その考え方で、経済最優先で、この問題を取り組んで行けば、非常に大きな危険が伴う、あるだろうという思いはしておりますし、まあ、何とか、先ほど、敏森議員のお話にも、お話、ちょっとさせていただきましたけれども、現在言われている地域、地方と都市の格差という問題も、根源はここにあるというふうにも思っております。そういう意味で国に対してもですね、何とか、今の農業を守るだけでなくって、本当に、この土地を活用できるようにですね、していく、何も、そこから生産性がないのに、土地の管理だけして、将来の食料危機にですね、備えろと言っても、これも中々難しい。やはり、日常的に、毎年の土地を管理し、そこで作物を生産する事によって、永続的な、やっぱり土地の管理ができるんだらうと思っておりますので、その為には、それぞれが色々な工夫をしている、地域によってしているわけですがけれども、佐用町にしてもですね、これまでの農業という、普通の化学肥料を使ったり、農薬ではなくってですね、本当に、本来の有機肥料、土づくりをきちっとしたですね、農業によってそこで生産される作物というものが、本当に、ただ大量生産の市場競争だけの安さだけを求めるものではなくってですね、安心して少し高くてもいい物として買っていただける、そして、それによって、やっぱり農家の生活もできるような、そういう農業に変えていかなきゃいけないと思っておりますし、そういう事をね、町の 1 つの農業政策の、やっぱり方針として進めて行きたいなというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 最後に、非常にこう、嬉しい話をお聞きしたと思うんですけど、非常にまあ、安い物買っておれば、農薬とか、いろんなこう、弊害があるんじゃないかと思いたしますが、少し高くても、やはり安心して安全な食生活がおくれるような事をしていただきたいなと思えます。最後になりましたが、是非、農業者の事を考え、色々な土地を後世に繋ぐべく努力される事をお願いし、この場での質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 新田俊一君の発言は終わりました。
続いて、10 番、高木照雄君の質問を許可いたします。

〔10 番 高木照雄君 登壇〕

10 番（高木照雄君） 10 番議席の高木照雄でございます。

今年の 2 月に妻が脳出血で倒れまして、本当にこう、議長さんをはじめ議員の皆さん又町長をはじめ職員の方々に暖かい励ましの言葉をいただきまして、何とか、私も、その報いに報いる為にも、一生懸命介護に尽くして参りました。そういう中で、今日佐用町社会福祉協議会についての、まあ、意見と、それから、また観光についての歴史観光についての 2 つの事について町長にお伺いしたいと思います。

障害者に対する、町国県のあらゆる福祉の制度や対応に大変感謝して喜んでおります。介護や社協について不満や苦情を聞いたと発言される議員もありましたが、介護を受ける家族として福祉、保健センター、職員はもとより社協の職員の心遣いには、本当に感謝しております。妻も社協のケアマネージャーの指導を受け、最初の計画では、週に2回のリハビリと3回のデイサービスをするプランで健康管理、社会復帰の為に、計画しておりましたが、障害の事もあり、またデイサービスでは、障害の事もあり、年寄りも多い為に、デイサービスは行きたくないという事で、週2回の3時間程のリハビリで現在頑張っております。そうした中で、健康センターとかまたはリハビリの先生から、こういった教室があるんだから参加しないかと、と言う事は、やはり障害を持つ者にしてみれば、家の中で閉じこもって悩んでいるんじゃないんだろうかという、そういった福祉関係の方々の本当に暖かい気持ちを、私は、本間に感じました。本間にありがたく思っております。そういった職員に対して、とやかく言う議員がおる事に、私は、本当に腹立っております。本当に、障害を受けた家族を持つ者しか、こういった制度とか優しい心がけが、本当に分かるものではありません。他人がとやかく言うのは、本当に自分が苦しんでないからだ、私は思います。そして、本当にこう福祉課の職員からも、障害者の家族の会があるんだから参加してみないかとか、本当に多くの方から、こういった励ましを受けております。社協については、社会福祉法人という事は知っております。町の社協に、町が社協に事業を委託しているという事も分かっておりますけれども、答えられる範囲で結構ですので、3点の問題をお願いしたいと思います。

それから10月24日神戸新聞に地才地創、ひょうご元気の素佐用町という事で、町長が紙上で述べられております。『ふるさとを愛する先人のたゆまぬ努力が、この地ならではの恵みや風土、多くの歴史遺産をはぐくんできた。因幡街道随一の宿場町平福の町並みとシンボルの利神城跡、山中鹿之介最期の地と知られている上月城跡、子ども歌舞伎のクラブが伝統を守る上三河の農村舞台、一万五千石の三日月藩主森家の陣屋跡と武家屋敷など。また世界最高性能の大型放射光・スプリング8、公開用として世界最大の望遠鏡「なゆた」を備えた県立西はりま天文台公園も誇りと地域の資源です。こうした地域資源を生かし、住民と行政と協働によって「ひと まち 自然がきらめく共生の郷佐用」の実現を目指し、ぜひお越しく下さい』と町長が言われております。私も同感でございますけれども、昨年の10月10日に神戸新聞事業社の主催で佐用町のまちづくり課も商工観光課も協賛して『歴史と伝統のまち「佐用」の魅力をもつめ直すひととき』というテーマで羽川英樹さんと共にという事で、巡回でフォーラムを開催されました。これは、昨年の今年の3月の議会で、一般質問をしようと思ったんですけれども、都合で止めて、この町長が新聞に地才地創でやられましたので、敢えて、この事を再度述べてみたいと思います。そのフォーラムなり巡回バスデーに参加した私は、本当に、そういった見聞を広めました。でも、1つだけ気付いた事は、職員が急な新聞社からの依頼で、十分な準備もできなかったという事を言っておられました。マスコミが、わざわざ、この佐用町を取り上げて開催する行事に対して、少しでも力を入れるべきじゃないかと私は思います。マスコミを旨く利用して、取り組んでいくものではないかと思っております。それぞれの歴史遺産と説明する職員も合併間近い他町の事をマゴマゴしながら説明して行くと、本当にぎこちない説明で聞く者としては情けなかったです。この行事が町まちづくり課、観光課だけではなくて、それぞれの旧町の、それぞれの立場におった者が、その町の説明をすべきではないかと、私は思いました。また、全てのバスにテレビが付いております。なぜ、ビデオを作って説明しなかったか。これも、私疑問に思いました。新町の歴史遺産を町民が本当に知ることにより、この佐用町の魅力を知っていただき、巡回バス等を走らせて、月に1度ぐらいはやってはどうかと私は、思っております。また、町広報なりインターネットで紹介し、交流人口の

活用促進に役立つのではないかと考えております。こういった事を、町長にお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願ひます。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、高木議員からのご質問で、最初の「社会福祉協議会について」からお答えさせていただきます。

まず、「社会福祉協議会と役場との関係」であります。高木議員もご承知のとおり、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を目的とした、営利を目的としない法人格を有する民間組織」であります。また、社会福祉協議会は市町村域に1つとされており、町の合併と同時に社会福祉協議会は合併いたしました。このことは「社会福祉協議会は町行政と緊密に連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組む、きわめて公共性の高い組織」として位置づけられております。そうしたことから、社会福祉協議会の発足時から行政は補助金や職員の出向・事務所の提供など様々な支援をし、社会福祉協議会が介護保険事業所を開設するに当たっても、施設整備や備品類など行政が条件整備をおこなってまいりました。今後ますます少子高齢化が進展することが予測されるなか、行政と社会福祉協議会はさらに連携を密にし、在宅福祉・地域福祉の充実に取り組んでいく必要があると思ひます。

次に、「町が社会福祉協議会にどこまで関与できるか」についてでございますが、先ほど申しましたとおり、社会福祉協議会は社会福祉法人格を持つ、きわめて公共性・公益性の高い組織です。社会福祉協議会の運営は、執行機関である理事会が担っており、また議決機関として評議員会が設置され、さまざまな視点から意見を述べ、法人の運営が行なわれております。このように社会福祉協議会は理事会や評議員会を中心に運営されており、社会福祉法人の経営の原則として運営の自己責任やサービスの向上、その透明性の確保などが求められております。一方、社会福祉協議会の福祉活動や福祉サービス事業の財源は、町の委託金や補助金によるものが多く、運営は町行政の福祉施策の方向性や計画性と密接に関連をしております。従ひまして町が社会福祉協議会を指導するというような関係ではなく、あくまでも町と社会福祉協議会は、徹底した協議を進めるなかで、町民の皆さんが必要とする福祉事業を相互の連携と信頼関係のなかで実施していく、よきパートナーであり、今後とも、その関係を基盤として住民福祉の向上に努めたいと思ひしております。次に、「町保健センターと役目の違い」についてでございますが、保健センターは町民の健康相談、健康教育、成人病対策、母子・産婦・乳幼児などの保健指導に加え、介護保険の運営や介護相談、介護予防事業などを行なっております。一方で社会福祉協議会の業務は、ボランティア活動の推進やふれあいサロンなどの地域福祉活動また要援護者のニーズに対応した配食サービスや介護用品支給など地域の福祉サービス利用者への支援など在宅福祉事業があり、そして介護保険制度に基づくデイサービスや訪問介護、訪問入浴、在宅介護支援事業などの在宅介護サービスなどを行っております。このように、保健センターと社会福祉協議会は、それぞれの専門性と役割を認識し、連携のなかで町民の健康福祉サービスを実施しているところであります。

次に、歴史、文化景観の保全活動についてという事で、その後の利神城跡の進捗状況はというご質問であります。利神城址についての対策という点については、中々進んでいない現状であります。利神城址は石垣の崩落や孕み（はらみ）が進行し、危険な状態であるため、登山禁止看板が設置されている状況でございます。石垣を安全な状態に修復維持し、佐用町を代表する文化遺産として、遺跡として活用するためには、これまで度々述べ

させていただきましたように、現在一部指定となっている史跡を指定範囲を広げ、国指定を目指すことが不可欠な要素であることは十分認識をしているところであります。この為、合併以前に旧佐用町において役場庁内で協議等を行なってきましたが、合併後、町教委が担当となり県教委の指導を受け、まず、史跡指定予想範囲を含む地番、地積等を調べることに着手しましたが、中々具体的な作業が進んでいる状況ではありません。史跡指定は指定申請時の土地所有者の同意が必要ですが、ご存知のように同意困難な地域が存在し、土地境界も明瞭でないことが障害となっております。その為、地籍調査等が現在行われております。その進展が待たれているところであります。今後の方向としては、私は、改めてオブザーバーとして国県の担当者をお願いし、行政・地元・専門家で構成する客観的な委員会を持ち、まちづくり計画の中に位置づけて進めることが、国指定作業や指定後の整備を、対策を円滑に行なうためにも必要となってくるという認識を今、見守っております。

次に、上月城跡や三日月陣屋跡等の多くの文化遺産の保存と活用についてお答えをいたします。ご指摘の歴史文化遺産を保護し伝えていくには、文化財指定という、そのものも、その1つの方策でございますが、高木議員も考えていますように、まず地域住民が佐用町にどのような歴史文化遺産があるかを知ること重要な点であるというふうに認識しております。合併後設置された、いくつかの地域づくり協議会では、そうした遺産のマップの作成やウォーキングを行なっている例もありますが、同じ地域内にあっても、知らなかった、行ったことがなかったという方もあり、合併前の他町のこととなると、ほとんど知らない方も、まだまだ多いというふうに感じております。新しいまちづくりの中で地域のことを見つめ直す機会が増えてきている中で、歴史文化遺産を活かしたまちづくりは、大きな柱になるというふうに考えております。歴史文化遺産についての取り組みとして、兵庫県教育委員会では平成12年度から兵庫県文化財保護審議会の建議を受け、「歴史文化遺産活用構想」に基づいてフォーラムや県内市町教育委員会とともに事例研究会を開催し、「ふるさと文化の創造的伝承」に取り組んでおります。佐用町においても、先ごろ佐用町文化財保護審議委員会から「これからの佐用町の文化財保護のために」と題された建議が提出され、文化財の保護と活用についての提案がなされておりますので、これに基づき具体的な活用について取り組んでいく考えでおります。お尋ねの巡回バスについては、現在、具体的な、そのような構想を持っておりませんが、広報7月号から「シリーズ佐用町の誇り」として文化財や歴史文化遺産を紹介する記事を掲載したり、地域づくり活動への資料提供やウォーキング等での解説に担当者の派遣を行うなど、広く町民に知ってもらう機会の1つとして取り組んでいるところでございます。

以上、議員からのご質問に対しまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10 番（高木照雄君） 再質問させていただきます。社協については、ご存知のとおり、今町長が申されたとおりとっております。ですが、私が1つこう、最近になって思いますことは、社協の入浴訪問とか、そういった本当にこう、自分の体を使った仕事をやっている方々が、本当にこう、パートで、パートとか囑託でおられるという事に対して、私は、本当にこう残念だなと思います。と申しますのも、私の妻も6ヶ月入院した中で、病院にしてみりハビリセンターにしても、ほとんど看護師じゃなしに、パートの方が、そういった介護をやっておられるんですね。そこで、腰が痛いとか体を悪くしたとかいう事で辞めで行かれるんですね。また、新しい人が入ってくるんですね。私は、本当にこう考えてみ

ました時に、なぜ、そういう人らに、もっと、それは行政のする事じゃないんですけれども、やっぱり、県立の病院でさえ、そうった形が取られておるわけですね。私も考えてみてね、社協においても、本当にこう、寝たきりの老人の入浴訪問をされる女の方がね、よく辛抱してやっておられるなど、感謝しております。だから、できる事は、できないんですけども、私は、そういった人に、本当にこう、もっと何かの手で暖かい手が差し伸べられないかという事を感じております。まあ、これは町のする事じゃないんで、今、言われた社会福祉法人の利益を目的とした団体でありますので、とやかく申しませんけれども、そういった事を、私は、この数ヶ月の間に、自分の身に、肌を感じた事を、本当にこう、残念だなと。これが世の中の仕組みである以上、仕方ございませんけれども、もう少し、そういった事を、福祉の関係する中で、そういった事を考えて欲しいなという気持ちになっております。これは、何と言っても仕方ないんで、もうこれ終わりにしますけれども、そういった事で、私の私的な、この数ヶ月の感情を述べさせていただきました。

続きまして、歴史文化の観光保存についてですけれども、確かに、私は、この前、1年前の10月の24日に、10月の9日ですか一昨年前に開催されました、その羽川英樹と共に歴史と遺産のバスでフォーラムとありましたけれども、私も合併して初めて行く所もありました。確かに、その中で、先ほど申しましたとおり、本当にこう、平福、江川の事を、三日月の職員が、この雑誌を見、説明書を見ながら説明するんですね。何を言っておるんだらうというような事を、分からんように説明するわけですね。残念でね、ほいでどないしたんやと聞くとやね、いや、新聞社から依頼が来たから、慌ててやったんだと。慌ててやった言うても、その時には、やはり今言うたように、旧町のそれぞれの立場の職員がおったはずですよ。やっぱもっと臨機応変にね、こうしてマスコミが佐用を取り上げようとする時に、町長もご存知のように、平福のあの住宅は、町並み保存に合った住宅発表された時に、どれだけ多くの方が平福へ来たか。そういった事もやはり役場職員なら、それなりの立場におっても、臨機応変に、例え建設課におろうと、財務におろうと、そういった人が、パッと出てやね、その説明をするとか、私は、そういった考えを持って欲しいと思いました。残念で仕方ございません。まして、テレビが、全部バスに付いておるんですよ。そのビデオ撮って、それに基づいて説明すれば、職員が説明しなくても、しっかり分かるんですよ。あれだけ多くの町民が参加しよう中でやね、分かりもせん、まあ分からん言うたら怒られますけども、十分な説明もできん者がね、雑誌を読んで、こう説明書読んで、説明してね、乗っとう者は、知らん人はいいと思いますよ。知っとう人はね、何をしゃべっとならと。もっとしっかりしゃべらんかいというような気持ちになりますよ。わし、その時にね、本当にもう頭に来たんですけど、3月議会でやろうと思うたんですけども、まあ事情があって、ようしませんでした。ほいで、今日、町長が、この新聞に出とうで、そういう事を、ひょうご元気な素で、この本当に、こういった物を、佐用町の観光資源、文化資源として多くの町外の方を佐用町に引き入れたいと。基幹産業の無い、この佐用町で、そういった、こういう余所の人から人が入って来てこそ、この町が膨れ上がって行くんですね。今、言うたように、そりゃ、平福の町並みもあります。天文台もあります。三日月、上月、全て南光も、全ての所に多くあるんですね。観光地が。やはり、そういった物をね、もう少し、もっと掘り起こしてね、ここに今でも多くの方が来ているんですよ。やはり、ひまわり祭りに来ても、そこだけじゃなしに、他も回れるような施策をして、やはり、この交流人口やっていただきたいと思います。町長に、再度聞くんですけれども、巡回バス、これだけ3台、今、マイクロバス3台ありますね、月に1度ぐらいは、そういった考えがあるかないかという事を聞かせていただきたいと思います。

議長（西岡 正君）

はい、答弁願います。

町長(庵邊典章君) あ の、巡回バスをですね、利用していただく方、まあ対象者ですね、誰でもという事では、中々実際、集まっていただく事は非常に難しいかなという思いがあります。ですから、今、あの色々な活動の中で、例えば、高年大学等もですね、毎週かなり今、皆さんたくさん合併して、それぞれの4教室あるんですけども、お互いに、色々な教室へ通われ、行かれて交流もしていただいております。そういう中に、歴史部とかですね、また他の活動されてる団体でも皆さんが、もう自分達の町をですね、そういう所見て回ろう、もっと勉強しようという、そういう方向でね考えていただいて、それに対して、町で、町のマイクロバスを利用していただいて、町の、例えば全部回れなければ、旧町毎の主だった所、まず勉強して回ると、観て回るといような事、そういう事を、まず捉えて考えていったらいいんじゃないかと思ひます。ただ、余所からね、観光的に来られる方を対象に、そういうバスを出すという事は、中々これも、これは難しい話なものですから、まあ町民の皆さんの、例えば、まず子ども達においても、そうだと思いますし、1つの学校行事なり、そういう子ども会の行事とか、また子どもだけじゃなくって、皆で、子どもを持つ親なりね、そういう方も一緒に、そういう企画を取り組みをしようとか、そういう事をやっぱり考えていただきたいなと、そこから、そういうバスを出すという事をね、に、繋げて行きたいなというふうには思ひます。地域づくり協議会等なんかにおいても、やはり地域の、自分達の地域を、まず知る事が、一番大事だという事で、地域の中で、古い人達、高齢者の方に色々な事を聞いたり、またそれぞれ専門の人に聞いたりして、その歴史を勉強し、また宝を掘り起こそうという事でね、取り組んで、そういう活動も、それぞれ行なっていていただくことができているから、まず、そういう事の日常的な活動というのがね、まず必要かなというふうにも思ひておりますので。はい。巡回バスを月1回ね、今から、まずやりますというだけでは、中々、人が集まってもらえるのは難しいなという感じはいたします。

〔高木君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、高木照雄君。

10 番(高木照雄君) あ の、そういった、町外からの観光客を乗せて回るバスは無理だという事で、それはよく分かって、多分難しい問題が起きると思うんですけども、やはり、こう今言いましたように、1回目の巡回バスデーをやりました時には、本当に多くの佐用町民が参加されたと思ひます。やはり、そういった事を、広報なりで、もう一遍ぐらいいやって、それで、もっともこの佐用の事を、地元の事を知っていただいて、そして、その知った人が町外に出てPRする事によって、また交流人口も盛んになって、町の活性化にも繋がると思ひます。巡回バスは難しいかも分かりませんが、そういった計画を立てていただきたいなと思ひ持ちを持っておりますので、今後ともよろしく願ひします。
終わります。

議長(西岡 正君) はい、高木照雄君の質問が終わりました。
ここで、休憩に入りたいと思ひます。50分まで休憩いたします。

午後02時32分 休憩

午後02時50分 再開

議長(西岡 正君) 休憩を解き再開いたしますが、山本幹雄議員の方から体調不良の為、休ませていただきたいという事で、届け出が出ております。
続きまして、20番、吉井秀美君の質問を許可いたします。はい。

[20番 吉井秀美君 登壇]

20番(吉井秀美君) 20番、日本共産党の吉井秀美でございます。私は、4点の質問をいたします。

まず、1点目に特別支援教育の態勢について本町の状況をお尋ねし、障害のある子どもに即した支援態勢の確立の為、尽力していただくよう求めます。11月23日付の神戸新聞は、障害のある子どもひとり一人のきめ細かい指導を目指す特別支援教育が本年度から始まり、文部科学省が体制作りを促すなか、神戸市を除く兵庫県内の公立小中学校では、対象児童生徒のカルテに当たる個別の教育支援計画が3割弱の学校でしか策定されていない事が22日県教委のまとめて分かったと報じています。

そこで、本町の個別支援計画の策定状況は作られていますか。

- 、町内の小中学校で支援の必要な児童生徒数の状況はどうですか。
- 、それぞれの学校の支援体制はどのように取られているのかを伺います。
- 、更に、学校外での支援態勢はどのようにされているのか伺います。

、佐用保育園改築に伴い、子育て支援センターの建設が計画されていますが、特別支援の必要な子どもに対応できる施設が必要だと考えます。専門の相談員、指導員の配置等を求めます。いかがでしょうか。

2点目に学校図書館の整備について質問します。文部科学省は、学校図書館整備に関する新たな5ヶ年計画を策定し各自治体に図書整備の促進を求めています。今年1月11日、各都道府県教育委員会の学校図書館担当課長宛てに文部科学省初等中等教育局児童生徒課長名で、公立義務教育諸学校の学校図書館整備に関する新たな5ヶ年計画策定に伴う図書整備の促進についての通知が出ております。通知は、今回学校図書館の一層の充実を図り、児童生徒が読書活動を通じて豊かな人間性や感性、読解力などを育む事ができるよう2007年度から2011年度までの5ヶ年間で従来の増刷分に加え、廃棄される図書を更新する為の冊数を整備するために必要な経費を盛り込んだ地方財政措置とし、学校図書館基準の達成を目指す事を内容とするものとし、当該措置を活用して公立義務教育諸学校における学校図書館の整備に努力されるよう域内の市町村、教育委員会に対し適切な指導及び助言等をお願いしますと述べています。更に通知は、その際、学校図書館、図書基準を達成する為の図書整備計画を策定するなど、計画的な整備が図られるよう合わせて指導及び助言等の協力を求めています。5ヶ年間で総額1,000億円、単年度約200億円となっています。内訳は、増冊数分で約400億円。更新冊数分で、約600億円となっています。

そこで、文部科学省の学校図書館整備に関する新たな5ヶ年計画に基づいた整備の取り組みについて図書基準を達成する為の図書整備計画の策定に取り組まれていますか。お尋ねします。

、県教委には、適切な指導及び助言等の協力が求められていますが、それは、どのように取り組まれていますか、お尋ねします。

3点目に、高齢者の健康な生活の為に、健康診断事業を拡充する施策を求めて質問します。2006年度の町ぐるみ健診の受診率を見てみると、65歳から69歳で34.12パーセント。70歳から74歳で37.88パーセント。75歳から79歳で30.62パーセント。80歳から99歳で14.02パーセントとなっています。

、介護予防事業への高齢者の参加状況はどうか伺います。

、独居老人、老人のみ世帯の健康な生活のために特別な対策が必要と考えますがいかがでしょうか。特に要支援・要介護認定外の高齢者、介護サービスを利用してない方などの状況をつかむのは難しいと思いますが、対策はどうしていますか。地域包括支援センターが重要な役割を持っていると思いますが、担って行けるでしょうか。

、訪問健診の実施を考えませんか。

4点目に、インフルエンザ・水疱瘡・おたふく風邪などの予防接種は、任意となっていますが、集団感染を防ぐため、園児児童等の接種について助成をし、保護者負担を軽減するように求めて質問をします。今年は、インフルエンザの流行が早いと言われていましたが、昨日の神戸新聞では、記録的な速さで始まっており、しかも兵庫県内では、全国平均を大きく上回るペースで流行が拡大していると報じています。発生の増加に伴い県内の幼稚園や小中学校での学級閉鎖や学年閉鎖も増えており、県は、早めのワクチン接種を勧めています。町は、65歳以上の方の予防接種に助成をし、1,500円で受ける事ができますが、その他の方は、病院によって料金が変わるかもしれませんが、大体3,500円掛かります。特に生後6ヶ月から小学生は2回接種しなければなりませんので、2回目は1,500円と合計5,000円が掛かります。タミフルの副作用の問題もあり、子どもに予防接種を受けさせる動きがあります。3人受ければ1万5,000円。家計に大きく響きます。高いから上の子がもらって来なければ大丈夫かなと思ってお兄ちゃんだけにといいお母さんもいました。おたふく風邪の予防接種は、薬剤が3,550円、診察料が4,720円、注射を打つ代金が180円で、合計1万1,150円。水疱瘡は、薬剤が5,670円に診察料他7,600円を足すと、1万3,270円にもなり、あまり受ける人はいないようです。子育て支援の1つとして子どもの医療費の無料化を進めているところで、予防接種にも助成を求めます。町長の見解はいかがでしょう。

以上、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、吉井議員からのご質問にお答えさせていただきますが、特別支援教育と学校図書館の整備の件につきましては、後ほど、教育長から答弁させていただきますので、私の方からは、佐用保育園改築に伴う子育て支援センターの件についてからのご質問にお答えさせていただきます。

現在、準備を進めております佐用保育園改築に伴う「子育て支援センター」の内容について、「特別支援の必要な子供に対応できる施設内容と専門の相談員の配置を」との質問であります。施設内容と支援センターで行う業務について、これから関係者の皆さんによる協議と検討を十分に進めてまいります。当然新たに建設する施設でありますので、障害の有る無しに関わらず、全ての幼児や子供達が、安全で安心して過ごしたり、遊んだりできる、また教育のできる施設を建設していきたいというふうに考えております。また、専門の相談員の配置については、障害のある園児に対する専門職として児童心理士、理学療法士、作業療法士などが考えられますが、中々町でこのような専門職を確保するのは困難な状況でありますし、以後の人事に関する問題も出てまいりますので、町の役割として、このような問題を抱えておられる保護者との相談をしっかりと受け止め、次の段階へとつなぐのが最適ではないかというふうに考えております。以前は、このような場合の対策として姫路市の総合福祉通園センター「ルネス花北」を利用させていただいておりましたが、

その利用が姫路市民に限定されたこともあり、本町からは利用が出来ない状況となりました。このため西播磨各市町の連名のもとに、兵庫県に対して強くテクノポリス科学公園都市内において専門的な児童療育施設を建設していただくべく要望をしておりましたが、その結果、平成 18 年 7 月から先行事業としての「児童精神科医による相談事業」を実施することとなり、来年 4 月には、本格的な「児童ディサービスセンター」が開設されることとなりました。この児童ディ・サービスセンターの運営は、民間の社会福祉法人に委託するものの、建設費、運営費は、全て西播磨 4 市 3 町で負担するもので、週の内 1 日は、必ず児童精神科医師が駐在し、その他の日は心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職を、常時配置した本格的な施設となりますので、この施設を有効に活用することと連携をはかることで、障害をもたれている児童の保護者の皆さんの要望に応えていけるものと考えております。

次に、介護予防事業への高齢者の参加状況についてお尋ねであります。平成 18 年度は、特定高齢者の対象者が 367 名その内 73 名が参加、今年度につきましても 10 月末現在で対象者が 598 名中、99 名の方が参加をされている状況でございます。

次に、介護認定外の高齢者に対する支援でございますが、特定高齢者への介護予防事業のほか、平成 19 年度から社会福祉協議会に委託して町内の老人クラブ会員を対象とした体験デイサービスや自治会単位でのミニデイサービス、また地域包括支援センターでは専門医を招いての認知症個別相談などを新たに実施いたしております。

次に、訪問健診についてでございますが、現在の町ぐるみ健診は、9 会場 18 日間と冬季健診 1 日で合計 19 日間、がん検診とセットで実施をしており、会場まで行くのが困難な高齢者等に対しては、送迎も行っております。平成 20 年度からは、老人保健法に基づき行われていた住民全体を対象とする健診はなくなり、高齢者医療確保法に基づき、特定健康診査等が各医療保険者の責任において実施されますので、現、その準備や調整を行っているところでありますが、訪問による健診までは考えておりませんのでご理解いただきたいと思っております。

次に、予防接種に公費助成をとのご質問であります。今日では、インフルエンザや水疱瘡及びおたふく風邪は、議員が言われるとおり予防接種法において、任意の接種となっております。園児や児童等のインフルエンザは、時に大きな集団発生等により、学級閉鎖となりますが、毎年発生するインフルエンザは型が異なることもあり、予防接種を受けても効果をあげられない年もございます。しかし、園児や学童を含めて、全ての住民が予防対策として、流行期を迎える前から、うがい・手洗いやマスクの着用に心がけ感染を予防していただくことが、最優先ではないかというふうに考えています。また、水疱瘡やおたふく風邪の予防接種については、集団感染を防止するためには、集団生活をする前の乳幼児期に接種が必要と考えられますが、予防接種は、個人の健康増進、社会的防衛に寄与するという有益な面に対して、極めて稀とはいえ健康被害が生じるという危険性もあります。法に基づかない任意接種に対してまで補助制度で実施することは、これは慎重に考える必要があるというふうに思っております。今のところ、その接種に対しての補助、町独自の補助制度を設けるという考え方は、持っておりません。

以上もちまして、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） あっ、そうですね。すいません。教育長。

教育長（勝山 剛君） 続きます、私の方から特別支援教育の体制につきましてお答えさせていただきます。

本町における個別の支援計画の策定状況であります。特別支援学級、以前は、障害児学級というものですが、在籍している児童生徒につきましては、全ての学校で作成しております。しかし、他の特別な支援を要する児童生徒については、現在、児童生徒の実態を把握しながら作成中というところが現状であります。しかし、14校の内5校につきましては、完成に近い状況であります。まあ、これから町教育委員会といたしましても、早急に作成するよう指導をして行きます。更に、この作成するに当たっては、学校だけで作るわけにはいきませんので、保護者、更には、関係機関等々との調整も必要でありますので、時間が掛かっているところであります。

つ目に本町における特別支援を要する児童生徒の状況でありますけれども、特別な支援を要する児童生徒は、一般的に7パーセントから10パーセント程度と言われておりますけれども、調査の結果、本町でも、ほぼ6パーセント強から7パーセントぐらいと把握をしております。

つ目ですけれども、町内小中学校の支援態勢であります。これは、法にもありますように学校長のリーダーシップの下に、特別支援教育のコーディネーターの指名等々の態勢を作り、現在推進しております。この担当者が、特別支援教育推進委員会、校内のものでありますけれども、その中心となって特別支援教育が必要と考えられる子どもにつきまして協議を行い、指導のあり方、保護者との連携などについて共通理解を図って取り組んでいるところであります。

つ目には、学校外での支援態勢についてですが、発達障害のある児童生徒に対しての対策は、今のところ具体的にはとっておりませんが、教育相談、更には、巡回相談、授業等希望者につきましては、相談授業に参加するようにしております。

次に、学校図書館の整備についてお答えします。本年6月の定例議会でもご説明させていただきましたが、学校図書館の整備につきましては、従来から学校図書館整備5カ年計画として、平成14年度より18年度まで学校図書館、図書標準の達成に向けて整備を目指してきたところであります。また、新たに本年度から新5カ年計画で整備の為の地方財政措置が講じられておりますが、引き続き佐用町では、それぞれの学校規模に応じた予算措置を行い図書の冊数増加と更新を行っているところであります。平成18年度末の学校図書館基準の達成状況は、一部達成率の高い学校、またかなり達成率が低い学校もあります。しかし、平均的に見ますと、現在93.7パーセントで概ね国の基準に沿う物と思っております。佐用町独自の図書館整備計画を改めて策定する考えは、今のところ持っておりません。図書の整備につきましては、今後も児童生徒数、クラス数等を勘案した予算の中で、新5ヶ年計画の更新により重点を置いた財政措置の趣旨を周知しながら図書の増加は勿論の事、必要な廃棄も行い、図書の更新を図るよう校長会や学校訪問等で指導して参りたいと考えております。以上でございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） はい、20番、吉井です。再質問をいたします。

まず、初めの特別支援教育についてですけれども、佐用町教育委員会の2007年度の一般方針の中でも、特別支援教育の充実が挙げられ、4項目の課題が、そこには明記されて

います。

この1つは、学校にあっては、校内適正就学指導委員会で厳正且つ適正に指導をする。

2、児童生徒の障害の実態に即した指導を行なう。

3、障害児の指導に当たっては、指導計画の下、全校体制で行なう。

4、特別支援教育のあり方の研修を深め、一人ひとりの教育的ニーズの把握に努めきめ細かく適切な教育的支援を行なう。

これらの目標につきまして具体的に現時点では、どのような評価をされているかお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、教育長答弁願います。

教育長（勝山 剛君） はい、お答えします。

まず、校内適正就学委員会でありますが、これにつきましては、特別支援学級に入級させるかどうか。これが主な内容であります。これにつきましては、それぞれの学校で、校長を含めて、該当例えば担任とか、それから中学校でありましたら教科、それから養護教諭等々それぞれの学校で、人選をして就学適正委員会を組織し、今現在、ずっとここ続いておるわけですけれども、充実に向けて努力しているところです。

それから、実態に即したとありますけれども、これにつきましても、その適正就学委員会、更には、学習指導委員会とか生活指導委員会とか、そういう組織も委員会組織を各学校では作っておりますので、そういう中で、学習に向けて、どういうふうにしたらいいか、具体的な、それぞれの学校で、指導計画を作っている。実態に、その子ども達の実態を見て指導に取り入れているところです。

それから、特別支援の研修ですけれども、特に本年につきましては、特別支援教育が、出発した年であって、昨年から特別支援教育についてのコーディネーターとか、そういう研修を県でも持っておりますし、先般は、佐用町の教育委員会の主催の下に各学校、更には、保育園の保育士にも呼びかけて講演会と言いますか、兵庫教育大学から講師を招いてですね、実質的な研修を深めているところです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。いいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） はい、ええ、続いて、特別支援教育の点ですが、2002年12月に閣議決定された障害者基本計画で、障害のある子どもの発達段階に応じて関係機関が適切な役割分担のもとに一人ひとりのニーズに対して適切な支援を行なう計画、個別の支援計画を策定して効果的な支援を行なうと示され、この様に障害のある子どもについては、乳幼児期から生涯に亘り福祉・医療・労働・教育等の関係機関が一人ひとりのニーズを把握して、支援の為の計画を策定する必要があり、これを個別の支援計画と総称し、個別の教育支援計画は、教育機関が個別の支援計画を策定する場合の呼称であるとしています。障害のある子どものニーズに応じた教育的支援を適切に行なう為には、広域特別支援連携協議会と共に実務担当者レベルのネットワークの構築が必要とされています。そこで、特別支援学校が連絡調整を図り、関係機関と連携しながら地域を支援する組織とか、各学校と直接関係する市区町村教育委員会や教育事務所が中心となり、関係機関と連絡調整を図り

ながら地域を支援する組織も考えられ、また療育センターや障害児地域療育等支援事業等の相談支援ネットワークを活用して地域を支援する組織、更に市町村の各部局を統合し、相談窓口の一般化を図りながら民生児童委員、家庭相談員、大学等の相談機関、子育てサークル等地域の関係団体との連携の充実を図る組織も考えられると、文部科学省は提示をしているわけですが、佐用町としては、どのような具体的に、どういった機関が入った取り組みをされているかお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 法が、改正されて、まあ未だ1年経ってないわけですが、佐用町の教育委員会としましては、特別支援教育の充実につきましては、これは、力を入れなあと、そういう気持ちで、今取り組んでおりますが、具体的に、2点、今、実際、具体的な動きとしてあります。

1つは、テクノポリスに、兵庫県立西はりま特別支援学校があります。非常に立派な学校で、先生方も充実しておって、距離的にも非常に近いというような事ですね、佐用の小中学校の特別支援教育担当者の研究会というんか、会を持ってありますが、そこに来ていただいて、これも講演を聞いたり、実質的な討議を深めたり、それと各学校が14校が特別支援教育の具体的な子どもへの係わり方等々をですね、講師に招いて学校で2時間、3時間等、具体的な研修を深めておる。こういう西はりまの特別支援学校との連携を、今強化をしているところです。

2つ目には、先ほど、校内の適正就学云々の話を、ちょっとしましたけれども、佐用町の特別支援の適正就学、これも年に1回ですけども、持っております。これは、元々、そういう特別支援学級に入級するかしないか、こういう判定の会議なんです。で、しかし、今年から、そういう特別支援教育の連携、それぞれの機関との連携という事に視点を置きまして、継続して、その組織を、もう少し膨らましてですね、例えば、今年からしたのは、福祉課長の同席を得るとか、それから今までは、各その特別支援学級に入級をさせたいという学校の職員、学校長だけでありましたけれども、これを全校に広めました。そういう中で、具体的な児童生徒の実態を交流しながら、それぞれの持ち場で今後考えて行くという方向に一步進んだという事です。これを、できればですね、年に1回じゃなくって、年度当初とか、そういう所ですね、もう少し内容の充実に、これからは努めて行きたいと考えております。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 地域ぐるみで障害のある子ども達を支援して行く為に、1つとして、LD・ADHD高機能自閉症についての社会的な理解と言いますが、そういう為に、県等に求められていると思うんですけども、パンフレットとか講演会とか、そういう事で、こういう障害があるという事を知らせて行くという事も文部科学省の方針の中にはあるんですけども、教育委員会としては、そういう考えはありますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長答弁願います。

教育長（勝山 剛君） あの、非常に大事な事だと思います。しかしですね、例えば、特別支援教育をしなければならない該当児童、これをですね、保護者と学校と関係機関も含めてね、こういう事が大事なんですよという様な事で、保護者に納得してもらわないと、この教育は、中々進んでいかないわけです。例えば、障害があるからと言って、特別支援学級に入級させなアカんと。例えば、学校長である勝山が、考えておってもですね、保護者が、それは困ると言われたら、どうしようもない。その辺がこの教育の非常に難しいところですので、議員がおっしゃるように、色んな地域の人に、こういう事があって、皆さんも協力してくださいよという、その啓発啓蒙、これが非常に大事な事なんです。それともう一つ、大きな問題、今話しました問題がありますので、その噛み合わせと言いますが、その辺を考えながら、今後啓発啓蒙に努めて参りたいと、そのように思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、子育て支援センターの建設についてですけれども、先ほど、全ての子どもが過ごせる学べる施設を建設したいという、ご答弁いただきましたけれども、それは、具体的にどういった指導員、職員を置いて、どういった形でやろうとしているのか、協議中と言われましたけれども、少しは、絵がかかっているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、色々と、今子育ての状況、幼児教育の中でですね、大変課題がたくさんあります。まあ、ただ、それを全て盛り込むという事でも、実際にセンターが旨く中で機能しなければ何もなりません。ですから、その辺、今の課題をですね、に対応できるセンターをという事で、今協議をしておりますのでね、具体的に、何が、どういうふうにします。どういう職員を置きますという事は、未だ決めておりません。ただ、まあ、当然、これは、支援センターと同時に基本的には佐用保育園の改築、だから佐用保育園としての、まず基本的な機能というものがが必要です。まあ、それと、そういう色んな子ども達の、障害の子どももありますし、親の、子どもを持つ親の皆さん方の、やっぱり子育てに対する相談も、やっぱり受けれるようにという事も考えておりますし、また放課後、子ども達が、学童保育ですね、今マリア幼稚園で行なっているんですけれども、そこのやっぱり関係の中で、ママプラザとかですね、未だ保育園に行っていない子、そういう子たちも一緒にですね、そこの活動と一緒に活動ができるような、そんな事も、このセンターとしては、必要かなというふうにも思っております。まあ、ようやく用地についての大体のお話が進んで、具体的な計画作りという事で、今、行なって、検討を始めておりますので、たくさんの皆さんのご意見もいただきたいと思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 子育て支援センターの方ですけれども、こういった機能を持たず事はできないのかなという事なのですが、宍粟市で、登校、不登校の子ども達が通って行ける施設を作っています。それは、幼稚園の空き教室に作っているんですけれども、そこを見学に行った人が、佐用にも、そういう所があれば助かるという事を言われておりました。で、不登校の子どもは、学校に行かずに家で引きこもりになってしまうんですけれども、それを防止する為に社会性を、その施設で見に付けさせるという指導が行なわれていると聞いています。そういった所にも対応できるような事は考えていただけないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） 不登校の子ども達、かなり各学校に、そういう不登校の子ども達が、現在出ているという事、これは、また教育長の方ですね、対応、対策、どのように、これを取り組んで行くかという事も、またお答えいただきますけれども、年齢的にもですね、当然、この子育て支援センターというのは、基本的には、就学前までの子ども達の保育園を中心に活動してますからね、後学童保育とか、そういう事言っても、これ低学年の問題です。まあ、不登校、学校へ行っていない子ども、これはまあ、小学校高学年、中学校もあるわけです。特に社会性を身に付けさず、そういう地域、色んな係わりを持って、集団の中で、社会性を見に付けさせるという事になると、この支援センターの中でね、そういう場所の提供、場所を作るという事は、また別かもしれませんけれども、一連の児童幼児の子育てを支援してくという中ではね、ちょっと対応し切れないと、そういうふうに思います。まあ、不登校の問題、教育長何か、どういうふうに考えたらよろしいか。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） はい、現実に不登校生が、児童生徒共やはり各学校も保護者また関係機関等々との連絡連携によって、できるだけ早い時期に学校へ登校する旨努力しているところですが、まあ、不登校生 10 人おれば 10 人とも全て原因は違いますし、1つの原因が、段々時間が経つにつれて、複数になって来る。これが実態であります。ですから、良薬は中々見つからない。で、今吉井議員からおっしゃったように、宍粟市につきましては、適用教室という物です。これがあります。で、佐用町にも欲しいという思いは持っております。今日は、もう、そこまでで答弁。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） はい、私も必要だと思います。

それから、次に学校の図書の整備についてですけれども、国の方は、具体的な予算を示しておりますけれども、佐用町は、年次的にどれ程の予算が付いているのかお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 国の予算は、その交付税で措置されているという事で、国の方は、もう標準校当たりの措置額という事で、学級数を単位に、しかも、小学校場合でしたら、18学級、中学校でしたら15学級、それをベースに算出して、それぞれの市町村に交付税として措置している。で、それを基に、佐用町の学級数を割戻した中で、計算、概算ですけれども、計算させていただいたら、概ね佐用町で、19年度の予算額ですけれども、概ね小中合わせて、その国の措置額に対して、83パーセント程度が予算措置、充当させていただいているという状況です。で、予算の置き方としては、小学校については、小学校中学校共に、児童数割を4割、クラス割を6割という中で、現実には、今平均すると、先ほど言いましたように、83パーセント程の財政措置に対しての充当をしている状況です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 今回の83パーセントが、よく分からないんですけども、何が基になって、83パーセントなんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

20番（吉井秀美君） 金額は。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 国が、町に対して交付税として佐用町でしたら、この金額を措置していると考えられる、その措置額に対しての充当率です。国が、

20番（吉井秀美君） いくら付いているんですか。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） ええっとね、金額的な面で言うと、国が、私の方の手元の計算ですけれども、国は、議員が先ほど言われた増加分で400億、約更新で600億、総額1,000億。それを町に交付しているという分を、佐用町の実態で、こう割り戻した中で、計算すると、約440万程の額になります。で、それに対して、佐用町では19年度で、367万措置しています。それを比較すると国が交付税として措置しているのに対して、佐用町では、予算上83パーセント程使っているという計算。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） ええっと、5年間で440万の83パーセントで、367万という事ですか。19年度と言うのは。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） あの、19年度に割り戻した中での計算。

20番（吉井秀美君） で、これが5年間。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） そうです。国の方は、それを5ヶ年、はい、続くという事です。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） その基準なんですけれども、クラス数、学級数で、算出されると、今、説明がありましたけれども、小学校と中学校の数言われたんですけれども、それは、平均値なんですか。私が持ってる資料では、学級数が、例えば1、2の所、小学校が、まあ1クラスという事はないですけれども、例えば3クラスから6クラスの場合、7クラスから12クラスの場合、もうここで差があるんですけれども、ラインが引かれているんですが、その次のランクに行きますと、13クラスから18クラス、で、あの、この方式で計算しますと、一番下の3から6の6クラスになると、蔵書冊数の数が増えるんですけれども、同じ式ですから3だったら少ないという事になると、クラス数が少ない学校というのは不利だなという事になるんですけれども、そういうような計算ではされていないんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 冊数については、今、議員が言われたように、そういう蔵書冊数については、そういう計算をさせてます。私は、あの金額については、これはもう平均的にお話ただけで、佐用町の全体を平均化した金額で示させていただいたという事で、個々の学校においては、クラス数がまちまちですので、それらを押しなべて平均させていただいた金額として理解していただいたらと思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 金額で言うと、そういう事になるかもしれませんが、大切なのは、子ども達が利用できる本の数がどれくらいあるかという事だと思うんですね。そういう事から言うと、佐用の場合は、あまり潤沢にその本を揃えられない条件にあるんじゃないかというふうに思うんですが、その点は、検討された事ありますか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長答弁願います。

教育長（勝山 剛君） あ、そうですね、潤沢には無いと思います。けれども、少なくとも困ると、これも無いようです。現実的にね。で、1つね、例を挙げます。これはA中学校ですが、例えばね、昨年度9クラスあったんです。今年は8クラスになった。1学級減です。これは特別支援学級が卒業しましたので減ったと。特別支援学級1人でも1クラスなんです。この1学級減によって標準冊数が560冊変わってくる。ですから去年は、9クラスでしたので、9,040。今年は8クラスです。標準冊数が8,480と。この様になるんです。で、達成状況から言いますと、9クラスの時には、63.5パーセント。それが今度、8クラスになったら67.7パーセント。まあ、単純計算ですけども、そういう状況になるという事も、ちょっと頭に置いていただいて、で、まあ合併してですね、今までは、それぞれの地区言うんか、旧町単位で、それぞれ図書費を置いていただいております。これを合併して、やっぱり14校同じ土俵言いますか、同じ基準で図書の充実に努めて行こうと、こういう事で、合併後変えましたけれども、その結果、少し生徒数とか学級数の関係で、今までよりも、ちょっと少なくなった学校もありますけれども、またちょっと高くなった学校もあります。しかし、これは、平均的な物で全体的に充実をして行こうという方法を取りましたのでご理解賜りたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、はい。

町長（庵逄典章君） まあ、学校図書ですね、これは、やはり学校図書としての整備も必要だという事は認識しておりますけれども、今、言われるように、国はね、交付税で措置してまうと言っても、それは、あくまでもいくら、いくらという事を、きっちりと交付税積み上げて行ったら、交付税総額全体が削減されている中で、その通りには額面通りには受け取れないところがあります。それと、やはり佐用町のような小規模校でありますと、今、言われるように、中々その十分なですね、その措置も受けられませんし、その小規模校で、その出会ったとしても、大きな校であっても、本当は、その内容的な物は同じ物でないと、これ利用する子どもにとっては、全く同じなんですから、それは、逆に、そういう理想が、そういう事であって、中々財政的には、そういう事はできない。そういう中で、佐用町も、こうして町立図書館を作り、合併前からですね、郡内小学校、中学校全部が検索ができるように、使えるようにという事で、団体貸し出しも今行なっているわけです。で、ここでやっぱり、それだけのね、十分な、その図書の指導とか必要な図書、学校には揃えられないような高価な図書でもあるわけです。それを、今先生方にも、充分、これを子ども達の為に活用していただくという事で、まあ、あの、これは去年のデータかな、まあ年間で2,300冊ぐらい学校利用団体数で、小学校、中学校、利用回数で100何十回、120、130回ですね、利用されております。そういう事を含めて一体的にやっけて行かないと、学校の図書館だけで充実と言っても、これは、やっぱり小規模校の中では、非常に限度が、限界があるというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 4 点目のインフルエンザ他の予防接種に対しての助成の件ですけれども、町長が、うがい手洗いが最優先だと言われましたが、それは当然の事として、インフルエンザを、やはり予防する基本と言うのは、その流行をする前にワクチン接種を受けるとい事が、やっぱり医療機関の方では言われています。で、インフルエンザにかからないというんじゃないって、ワクチンを接種したからかからないと言うんではなくて、インフルエンザにかかった場合の重症化の防止の方法として、有効だと報告をされています。で、インフルエンザが怖いのは、気管支炎や肺炎や引き起こすというのはあるんですが、小児では、中耳炎や熱性痙攣なども非常に多くて重症化する事があるという事です。このワクチンの接種によって、副作用というの、まれにあるんですけれども、やっぱり、今、病院の方に行きますと、小学生が親に連れられてですね、インフルエンザの予防接種を受けに来ている姿をよく見ます。で、やっぱり、口々に高いよねという意見が聞かれますのでね、任意接種ですが、その受けた人に補助をするという形を取っていただきたいというふうに思います。再度、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、ワクチンの有効性というのは、私も認識しておりますけれども、今現在、高齢者の方については、助成をしております。これもかなりのお金が財政上予算が要るわけですけれども、子ども達全員とかですね、強制的にはできないですし、まあ、財政的に、今十分な余裕があれば、そういう事にもね、取り組む必要があるかもしれませんが、今直ぐ、そういう助成、補助をしていくという事までは、私は、ちょっと難しい。今のところはできませんという、考えておりませんというのが、まあ最終的な答弁でございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、後、5分です。

20 番（吉井秀美君） それでは、直ぐにと言いましても、無理があると思いますので、前向きに検討をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

3 点目の質問でした、高齢者の健康診断でございますけれども、どうしても健康管理について介護予防教室とか色々な集団に出て行かれる方の場合は、分かりやすいけれども、家から中々外に出て行かない、そういった方達の健康管理というのは、非常に難しく、で、高齢になるほど、やっぱり毎年町ぐるみ健診を受けていても、行けなくなると、そういった方がどうしても、例えば、今町の周辺地域では、高齢化された方とか、色々本当に地域生活がしにくいような状況になっている中で、まあ置き去りになってしまうという心配がありますので、そういった所に対しての手立てというのが、どうしても必要だというふうに考えます。で、厚生常任委員会で研修に行った久山町という所が福岡県にあるんですけれども、そこは、健診に出てこられない方の為に、出向いて行って、80 パーセントを超えるね、検診を実現させています。そういった手立てを今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、健康指導とか血圧を測ったり、その方の基本的な健康

なんかについては、看護師、保健師ですね、保健師なんか、地域の色々なデイサービスとか細かくある程度出て行って、その時にも行ってあります。だから、基本健診の、そういう事はできたとしても、医師、本当にあの、今言う、町ぐるみ健診のような事をね、中々その機器の問題、器具、そういう事ではできないと思いますし、まあ、できるだけ、皆さんが、その健診を受けていただけるように、受けるからにはですね、きちっと精度の高い健診を受けていただかなければなりませんし、まあ交通機関が無いという所については、送迎とか、そういう事もね、こっちも準備をし、町としても準備をしてですね、まあ、できるだけたくさん受けていただきやすいような環境作りには努めながら、ひとつ皆さんにも、自分の健康ですから、関心を持って受けていただきたいと、受診率を上げて行きたいというふうに思っています。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 一般の家庭、家庭と言うか、一般の家屋の中でもできるようなメニューでね、巡回というような形も検討をして行くべきだと思います。これからの時代で、そういう意見を述べまして、質問を終わります。

議長（西岡 正君） 吉井秀美君の発言は終わりました。
続いて、6 番、金谷英志君の質問を許可いたします。

〔6 番 金谷英志君 登壇〕

6 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は3点、まず1点目、学童保育の早期実現を目指しという事で質問いたします。

学童保育については、6月議会の答弁の中で、要望がどのくらいあるか調査することでアンケートが全小学校・保育所・幼稚園を対象に実施されました。その集約結果を見ると、各小学校でばらつきはあるものの佐用小学校と三日月小学校では、「あなたは学童保育を利用したいと思いますか」との問いに「利用する」との回答が最も多くなっています。マリア幼稚園での試行を踏まえて全町的に実施すべき事業であり、要求の多いところから子育て支援として早急を実施すべきではないか。

次に、学力テストの評価について伺います。全国学力学習状況調査いわゆる「全国学力テスト」が行なわれましたが、これに参加しなかったのは愛知県犬山市教育委員会のみでした。先の議会でも犬山市教委の見識と全国学力テストの問題点を指摘したところですが、集計も終わり各小学校6年生、中学3年生には結果が渡されています。その気になれば、町の教育は独自の展開が可能で、国主導の全国一律の教育を充分変えることはできます。主体性を持った町教委として、この全国学力テストを生徒一人ひとりの指導にどう生かされたのか。また全国一斉に行なう意義をどう捉えられているのか。

次に、エコハウスの活用について伺います。エコハウスが、佐用町光都に来春春にオープン予定で、この施設は県の資料によると、小中学生や大人の団体を主な対象とした地球温暖化に係る環境学習の拠点施設として整備。建物自体に導入された地球温暖化対策技術とともに、映像や体験参加型の学習プログラムにより環境問題について「感じ」「学び」「知る」事のできる施設としています。県昆虫館の一部が移設予定とも聞きますが、本町としてエコハウスの整備に伴い、この施設をどう活用していくのか、町長、教育長の見解をよ

ろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えさせていただきます。

学力テストのご質問については、後ほど教育長から答弁をお願いします。

まず、学童保育についてのご質問でございますが、ご指摘のように本年7月に町内の小学校、保育園、マリア幼稚園を含め、全対象児童の保護者にアンケートを実施を致しました。その結果については11月号の広報でもお知らせをしておりますが、該当の児童及び園児659人の保護者の内、594人の方から回答を得ました。その中で学童保育の開設を望み、利用したいとの回答は205人、34.5パーセントとなっております。各小学校でもバラツキがあるものの、やはり児童数の多い佐用小学校区では69人、続いて三日月小学校区では45人から、利用したいとの意見が寄せられております。このことから少子化対策、また安心して子育ての出来る環境づくりの一環として、出来るだけ早く開設をするべく準備を進めておりますが、当面、佐用小学校区では現在のマリア幼稚園の委託を続け、新たな箇所として三日月小学校区での開設を進めていきたいという事で、内部協議を進めております。三日月地区では、現在、社会福祉協議会の支所において、「放課後子ども教室」として年間約160日間に及び、何らかの事業を開設していただいておりますので、出来れば、この事業を拡大し、何とか毎日の学童保育が開設できないかというものでございますが、毎日の開設となりますと、午後3時以後の変則的な時間帯での指導者の確保、また、本来学校施設の空き教室などを利用するのが最適でございますが、現在のところ余裕のある教室などが確保出来ないため、開設場所までの児童の送迎、当然利用の多くなる夏休みなどの期間中など、毎日、利用できる施設の確保など、課題もたくさん残されておりますので、課題解決を図るとともに、本当に利用する必要性のある児童の把握のための、保護者説明会も十分に開催をして、開設に向けて取り組んでいきたいと考えております。また、現在、希望の少ない小学校においても、いずれかは開設の要望が出てきますし、また、将来的には全ての小学校での開設が望まれますので、各学校での単独開設か、放課後に児童を送迎し、拠点的に開設する集中方式の方が、より効率的なのか、等も含めて検討をしなければならぬと思います。学童保育一箇所当たりの経費は、年間約500万円相当になるものと思われませんが、国県の補助基準は、年間250日、定員10名以上となり、1箇所あたりの補助基準額が99万円の3分の1の補助となりますので、利用者からの利用料金をいただいたといたしましても、相当の財政負担が生じてきますので、その点も踏まえて、当然、検討をさせていただきたいと思っております。

次に、エコハウスの活用の件であります。当然、このエコハウスは県立の施設であります。町広報誌や防災行政無線等により内容の周知等を図り、多くの町民の方に訪れていただき、参加体験を通して地球温暖化防止のために取り組んでいただくような活用を図っていかねばならないものと考えております。県としては、環境ミニフォーラムの開催など、グループや団体での活用を図るとともに、日常生活で取り組める具体的な環境対策や行動を学び実践する。また、家庭でもできる省エネや新エネルギーなど地球温暖化防止対策技術を知り、学び実践していただき、指導者を育成することなども考えておられるというふうに思います。町といたしましても、佐用町内にできる施設であります。町民の皆さんに、そういう施設の内容を充分にお知らせをいたしまして、その施設の目的とするところの環境技術、環境への対策、色んな皆さん方の活動に役立てるように、学んでいただ

けるような活動ができるように支援をしていきたいというふうに思っております。町外からの利用者については、エコハウスと天文台公園などの諸施設との連携を PR しながら、町の活性化に繋がるような施策を検討したいとも考えております。小中学校においても環境教育の場として、自然環境保護の大切さや対策を学び、自分たちの手で地球を守っていくという思いを強くしていくことが大切なことではないかというふうにも考えます。そういう幅広い、この活用が期待されますけれども、これから実際に開館をして、具体的にどのような施設の内容なのかという事もですね、またよく勉強して活用を図って参ります。

以上、私の答弁とさせていただきます。後、教育長お願いします。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） それでは、引き続きましてお答えします。

全国学力学習状況調査を、調査結果を一人ひとりの指導にどう生かしたかという事でありまして、現在進行中であるという事と、小学校では、担任や全学年の担任が、中学校では教科担任が、それぞれ中心になりまして、子ども一人ひとりの結果を分析しています。全国平均等を基に、まずは顕著な結果が出ている子どもにつきまして、知識は高いが活用力がかなり低いとか、知識も活用力も低いとか、間違いと言うより無回答の問題が多かったとか、尋ねてある事柄の意味が分からなかったとか、答え方が分からなかったのか、また算数等では計算力が身に付いていなかったのか。などなど、その子どもの課題を明らかにしながら日々の指導の中で、その課題を解決して行くよう努めているところであります。当然のこととして、一斉指導の中においても、クラス全体の結果として捉えた事柄に対しては、授業の組み立て方、問題の与え方、または家庭学習の充実の為の工夫改善をしながら学力の向上を目指して行きたいと考えています。

次に、全国一斉に行なう意義についてでありますけれども、日本の子ども達の学力の平均値を知る事が目的であれば、今までのような抽出調査で充分だとされています。しかし、学力低下が指摘される中で、中教審答申として出された学習到達度についての全国的な調査を実施し、教育の目標を明確にして、結果を検証し、質を保障するとの提言に基づき、今回悉皆調査として全国学力調査が実施されたと認識しております。今までの学習指導要領につきましては、大体 10 年に 1 回改訂がなされておりました。しかし、色んな学力の問題とか生活の問題とか、色んな形で、こうこう問題が取り立たされている中で、学習指導要領の改訂を早期にするというような話も耳にしているところです。教育活動のよりどころは、今も言いました文科省が規定します学習指導要領です。その規定された学習内容が果たして子ども達に身につけているかどうか。自分の学校の子どもの状況はどうなのかを把握し、その上で指導方法の改善を図らなければなりません。その意味から全国的な状況との関係における学力の状況から課題を明らかにして、指導改善をしていく事が望ましいと、その様に理解をしているところであります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番(金谷英志君) 再質問は 3 項目のエコハウスからお伺いしますけれども、そもそも、このエコハウスの、その設置の場所ですね、これについて、町長、合併前の、これ話です

から、旧三日月、上郡それから旧新宮町の中で、3町協議の中で、話し合われて、その結果出た光都だと、私は認識しているんですけども、その今の場所になった経過について、その県なり或いは旧三日月町長なりから、引き継ぎなりは、どういうふうにあの場所になったという事は聞いておられますかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あの、3町協で場所を、それぞれ選定して現在の位置になったという事は、これは、私は無いと思います。ただエコハウスという物を、県が、今現在の環境問題を考える中で、こういう施設をつくるという事、これはまあ、県の施策の中で打ち出されて、それをどこの地域につくるかというのは、当然、県の中で色々と協議があったと、議論があったという事は聞いてます。それは、やはり、もっと本当に環境問題が深刻なと言うんですか、考えなきゃいけない都市部、都市部で、こういう施設を設置すべきだという意見とやはり環境が残されている、そういう自然の環境の中にある施設をつくるべきだという意見、話はあったというふうには聞いております。そういう中で、現在の科学公園都市内の所だという事は、これは、県の施策、方である意味では、私は、方針として、ある程度決定をされた中で、通知、私達は知らされた。どの場所という事については。と言う事は、エコハウスそのものを、やはり都市部ではなくって、自然の環境の中にある、そういう物を生かした施設にしたいという思いが、やっぱり強かったと。ですから、そういう、その造成されたですね、土地を真平らにしたような、きちっと工事を、造成された、区画整理されたような土地ではなくてですね、その山の自然が残っている、そういう土地を利用して、そういう中に施設を建てたいという事で、現在の場所が選ばれたと。当然、交通のアクセスとか、他の関連、地域との関連施設との関係もありますから、その山奥ならどこでもいいというわけではない。ですから、その科学公園都市の中との、未だこれから、未だ造成されてない、自然の木が、未だそのまま生えている、そういう山の中につくるという事で決まったというふうに、私は認識しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 県の方で決められた、それは最終的には県でありますし、地元の意見もね、やっぱり県の施設を持って来る場合は、地元なりの話し合いはあったと思うんですね。その3町協の中で、私、その3町協の、その連絡会にも入ってました。その中で聞いたのはね、上郡の所には、今サッカー場できてますはね。上郡はサッカー場で、その新宮町が、旧新宮町が病院と。それから三日月、旧三日月は何をするかと、その3町の中で話し合われて、その場所が自然の中でと言われますけども、自然の中で、ちょっと離れても、広い土地ですはね、その広い、ちゃんと整地してある企業庁が持っている土地、直ぐ近くにあるのに、わざわざ山を削ってですね、やはり低い所を作って、未だ、そのエコハウスがどこにあるかすらもね、その佐用町の人、旧三日月、三日月地域の人にとってもね、エコハウスってどこやという事は、あんまり知られてない。そのテクノへ上がる道通ってもね、全然見えないような所ですから、三原に入って、ちょっと分かるような所ですからね。それと、あの場所が、私不思議やなと思うのは、建物自体が建っておるのは、佐用町の光都1丁目なんですね。ですけども、駐車場があるのは、たつの市の光都なんですね。ですから、わざわざ、あそこ此れ山切り開いて行っているのに、どういう人が、この施設

に来るかと言えば、小学校や中学それから団体も対象としてやっているんですね。駐車場が見て見ますと 2,000 平米あるんですね。それでバス 5 台で普通乗用車 50 台からの駐車場をこれつくるとしておるんですね。ですから、元々施設に併設して、隣ぐらいに隣接してあってね、駐車場は、そもそもある物だと思っただけでもね、わざわざ離れた所に、また駐車場を作って、作らざるえない、それ、ちょっと不自然な状況やと思っただけでも、その点は、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この計画と同時進行で、現在、組合、にしはりま環境事務組合進めております、ごみ施設の建設が、一応色々協議をして来たわけですね、で、まあ、にしはりま環境事務組合も、その環境循環型社会拠点施設と言われるようにですね、環境問題を充分配慮した考え方で、これからのごみなり廃棄物の処理をしていこうと。で、それに対して、当然色々な反対運動も、反対の機運もありましたしね、そういう事も、当然、施設を要望して、何とか、そういう環境問題も一緒に考えられるような一体、組合でつくる施設ともね、関連をさして教育施設、学習施設として考え、建設して欲しいと。同じつくれるだったらという要望は、これはしたところです。ただ、3 町協の中で、わざわざ無理にですね、その三日月、旧三日月の所と新宮と上郡が、それぞれの施設をですね、分けてですね、そういう形で決めたという事は、私は聞いてませんし、そうではないと思っています。ただ、やはりあれを建設しているに当たっての担当課もありますし、知事の思いもあると思いますし、また設計をしている設計者のコンセプト、思い。その辺が、かなり色濃い施設だというふうに思うわけですね。で、私らも本来、もっと便利にですね、駐車場広いところで、こう建設されれば、もっと便利に使えるのになと思うんですけども、やはり、今の自然の山をできるだけ、地形をそのまま生かしてですね、大きな地形変更させずに、またそのぐるりの森林、木なんかを伐採せずに、それを生かしたまま、その中に包まれるような施設をつくるんだという設計の建設コンセプトがあるんですね。その為に、わざわざ駐車場においてもですね、かなり離れた所に駐車場を、一応指定すると。そういう事で、これはまあ、ある意味では、私は意図的に、そういう形で設計上意図的にされたというふうに、私は、理解をしております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 経過についてはあれですけども、せっかく県の施設でね、佐用町にできるんですから、これを利用するという事ですけども、その改めて県としては、これ指定管理者に出す、する予定で今、募集しているんですね、指定、この 3 月 8 日から始めるという事で、指定管理者になる予定なんですけれども、指定管理者に募集している要項の中で、先ほど、町長も言われたんですけども、天文台公園とかの連携もしてね、いう事ですけども、その中で、運営方針の基本方針の中で、播磨科学公園都市や周辺の各施設の連携を図り、相互の施設の活性化、先ほど町長言われた天文台公園との連携という事も、この中に、基本方針の中にもあるんですけども、もっと具体的にね、でしたら、今、もう協議されてる途中やと思っただけでも、この来年の 3 月に目の前に見えてますから、具体的に、どういうふうに、これを利用して行くんかいう事をね、決めて行かなくてはならないと思っただけでも、その漠然として、その総花的にね、誰でも、その近隣の施

設言うたら、天文台公園かな、それからとは思うんですね。佐用町にある施設としては、ちょっと具体的に、そういう方針としては、ここで環境施設になぞらえた、その政策というのは、もっと一步踏み込んでどうですかね。町長。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、申し訳ないんですけども、と言うんですか、まあ県の方が、どの様な、その本当に、今考え方で、その指定管理者等の募集をされているのか、この点も、実際、はっきり言って、何の私の方に協議はありません。で、建設が非常に遅れて、今回も、そういう昆虫館、平山コレクション等の展示という事も、途中から出て来て、それのですね、設計変更なり対応にかなり追われているという事は、聞いているんですけども、ですから、まあ、その本当に、まあ、この管理運営について指定管理者という事で、募集された民間管理がされるのかどうか、まあ、そういう、その、こういう目的を持った物を、中々そうはいかないと思うんですけどもね、まあ、今後、県にも、この点、そろそろ、また、私らも、今言われるまでもなく、町内にできる施設ですから、これだけの施設、投資された大きな立派な施設ができるわけですから、これは、活用しないわけに、する事は、これは、もう町としても、大きな関心を持って十分な活用をして行く立場からもですね、県に、内容をよくこれから話を聞いて行きたいと、また協議をしたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その指定管理者の業務の内容としてね、環境学習の推進に関する業務とあるんですけど、その中で、地球温暖化防止活動の支援。具体的に言えば、太陽光発電とかね、省力の水力発電とか、そんなんが、今、言われているんですね。その火力発電に頼らない事は言われてますけど、具体的に、その佐用町にある施設の中で、太陽光発電なり水力、省力の水力発電なり、その風力発電なりね、ありますけれども、そんなもんを、佐用町として率先的に具体的に県と一緒にやってみよう、そういう方策もあると思うんですけども、その格好つけたという感じもしますけれどね、エコハウスがあるから、そういう佐用町としても、そういう地球温暖化対策を取ってるというような施策としても考えられると思うんですけども、その点は、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、そういう、その太陽光ですとか、風力であるとかね、自然エネルギー、これのこう活用と言うんですか、そのエネルギーを作るという事、こういう事も1つの課題ではあるかと思いますが、これは、自然条件が、きちっと恵まれてないと、中々できません。ただ、地球温暖化の色々な面で行けば、CO₂の排出、それから化石燃料のですね、これを使用を少なくする、いわゆる自然の今までの循環して行く、この循環型の永続的な、この自然環境をまず改めて作るという、そういう環境にして行くという事、そういう事でありますので、まあ、今言われる発電とか、そういう問題は、その中の1つであるかと思えます。未だ、他に有機物の利用であるとかですね、生ごみの処理の問題であるとかですね、ごみの少なくとも再資源化また有効利用、活用ですね、再利用、そういう事を、全て総合的に、やっぱし、これ考えて行く、また学ぶ、正しい知識を

学んで行く場所にしていかなきゃいけないなというふうに思いますけど。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） エコハウスについてはね、その積極的に利用を活用して行っていた
だきたいと思うんですけども、次に学力テストですけども、実際に学力テストを、こ
の11月に返って来たんですけども、それを、どういうふうに生徒にわたされたんでし
ょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） お答えします。テストの結果、今回は、まあ全国一斉、報道でも非
常にこう、大きく取り扱われて、で、子ども達、ただ、これ持ってかえれと言うんじゃな
くって、学校長が、保護者宛てに、文書を書きまして、そして封にして、そして結果は持
ち帰らせた。こういう事です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに、封をして、業者から、その業者がNTTデータな
り、ベネッセコーポレーションから直接配送して来て、学校に来て、それで、子どもに、
その封をして、そのまま渡すんですね、ですから、内容について、子どもが自分がどうい
うふうな質問して回答している事が、子どもは、その先生は分からんと思うんですね。指
導しようにも、これ指導しようがない。直接の業者から来たものを、そのまま封して、子
どもに渡す、まあある程度、どういう物かいう事は、保護者には説明はされるでしょうけ
どね、その内容について、そのどういうふうな学習の達成状況とか、この点が違うと
かいう事は、子どもが分からないし、教師も担任の先生も分からんと思うんですけども、
そういう状況なんではなかね。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 学校、個人表とそれから学校へのデータ、個々の学校、これは別に
ありますので、教師は分かります。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） それと合わせてね、それが、そういうふうに行けるのであれば、あ
れなんですけど、丁度、昨日です。衆議院のね、文科、文部科学省委員会、その全国一斉

テストについて質問があったんですね、その中で、聞かれているのが、1つの、そのまま読みますけれども、新聞報道で、37人のクラスに対して、38人分の、その個人表がかえってきたり、欠席者に点数が付いてたり、出来すぎて、個人表の物が私の物ではない。こういうふうなね、児童が出るなど、混乱しておるんです。そういう状況もあるから、ですから、その佐用町では、そういうふうなね、そのテストを受けてないのに、その回答がかえって来たり、点数が、自分が終わってできすぎやと、児童が、そういうふうに、申告するんですね、そういう状況、ほんまに、一人ひとり、そういう事を見てね、ちゃんと指導できたのかなと、佐用町では、それができてるんでしょうかね。それが、先生にもあるし、子どもにもある。国会で、その文部科学省の文科大臣が、私は知らなかった言うて、調査します言うて答弁しとんで、そういう状況はないと。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 笑い話みたいな事がね、実際に、私も佐用町ではありませんが、ちょっと聞きました。例えば40人でしたら、普通でしたら、出席番号1番から40番まであります。この1番から40番をデータに入れる時に、1番から40番に入れてないんです。例えば、1番の生徒の事を10番にしたり、分かりますか。個人情報漏れないようにしているわけです。ですから、データが来ても、この1番の子どもとが、このデータの10番目のデータと、これ照合して、そしてこの個表を渡さなあかんわけです。だから、こっこの1から40番と、こっこの1から40番は、全然違うデータなんです。そういう事です。だから、それをきっちり各学校で点検して、必ず複数をもって点検して、そして個々の封筒に入れて返すよう指示したところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうなね、全国的には、そのどうするかというのは、統一されてない。返す時期についてもね、まだまだ返してない。3学期、その2学期終わってから一緒に返す、通知表と一緒に返すんやというような学校もあるらしいですからね、その佐用町は、そういうふうに、ちゃんとやっておられる、その点では、ちゃんとやっておられるんですけどね、その元々の学力テストの全国一斉にやる、その今、その事故があるね、1とその10が、そのちゃんとシンクロせんといのはね、そういう事なんです。そのベネッセコーポレーションなりNTTデータで、それで、素人、その派遣社員が、そのテストの採点なんかしてやったりするんですね。ですから、その全然、その教育者でも、全然関係ない、機械的にxのやつをザッと集計していく、そういう作業して、また、それを持って来ると言う事ですからね、そういう事故が起こる危険性が指摘されていて、それが駄目で今回、そういうふうな結果が出て、返す時に、段階によって、そういうふうな事が起きてきたい事なんですけれども、先ほど、その悉皆調査をする意義としてはね、私、またもうひとつよく分からないんですね。その世界的な学力調査というのは出てましたはね。そのフィンランドなんかは高いとかね、北欧、大体北欧の方が高い傾向が出てましたけれども、それについても、全体の傾向なり、その先ほど、学習指導要領の改訂の参考にするというような事もあって、その行なったという事ですけども、それでしたら、なおの事ね、悉皆調査ではなくて、今まで抽出調査で、私は、これは充分やって行けると言うんですけどね、一律でやる事によって、さっき言うたような事故も起こるしね、一人ひとりの生

徒の指導に生かして行こうと思えば、悉皆調査じゃない抽出調査で充分やっていけると思
うんですけども、もうちょっと、その点は、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） お答えします。あの、まあ、学力の低下、これが、まあ近々非常に
こうクローズアップされました。で、また、その学校現場でもですね、また全体的な調査
でも、やっぱり、その集中力とか意欲の問題とか、それから家庭学習、それが非常に時間
が少ないとか、そういう事で、やっぱり集中した学習の力、こういうものがないと。そう
いう実態も出て来ているわけですね。そういう中で、やっぱり教師も個々の力、これをし
っかり見極めながら、ただ平均点を出して、どれぐらいのレベルであると。そうじゃなく
って、個々の力をしっかり見る事によって、現場での1時間、1時間の授業の充実、そし
て一人ひとりの指導への工夫改善、これが、私はできると思うんです。ですから、抽出で
あれば、まあまあ、全国平均これぐらいかいと。うち未だ、抽出しようさかいに、うちの
学校は、それに参加してへんと。それ言うんか、やっぱり先生の意識も違って来るだろう
と。指導、工夫改善の為のね、やっぱり、そういう、やっぱり色々な事を考えると、私は、
今回の調査につきましては、妥当じゃないかと、その様に理解しているところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 国が、その傾向なり調べるんは、それでええんですけれども、その
先ほど、教育長言われたように、一人ひとりそれを生徒が達成しておるかどうか、日常が
達成しておるかどうかが分かるのは、通常のテストで分かる事ですよ。それで、
そのテスト結果を受けて、先生が見て、あんたここはできてないとか、そういうもの、先
生も分かるし、指導にも、それは直接、ほんまに、今教育長言われた、そういう指導がで
きると思うんですね。ですから、私、その普通の学校でやるテストと、その全国、この度
のね、全国一斉テスト、悉皆テストとの、その事がね、なぜ悉皆テストかというのは、未だ
今の教育長の答弁聞いても、私は分からないと思うんですけどね、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） これ以上、中々具体的にご理解していただくような話の仕方ができ
るかどうか、できないと思うんですけども、まあ、あの、前回もですね、議員がおっし
やいましたように、知らなかった、抽出でもいいんじゃないかとか、それから、このテス
トに、調査について、どういう理解の下に実施したのかとか、そういう質問もございま
した。で、教育委員会としまして、そういう指摘を受ける中で、今回の実力調査につい
ての認識は、各教育委員にもお聞きしたり、今後どうするかとか、そういう議論もです
ね、今、しているところであります。そういう中で、やっぱり、今回、今後につきま
しても、この悉皆調査で行くと、そういう認識を深めているところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） この学力テストについてはね、ちょっと最後に、ちょっと教育長にお伺いしたいんですけども、学力テストが前も行なわれた、全国的に行なわれた事があるんです。それで 1976 年に、この学力テストをやって、それを受けて裁判になって、その判例、判決の判例が出て、その中に、その判例の言葉が、その判決文の中にあるんですけども、これに対する、今から、ちょっと言いますけれども、これに対する、教育長の見解をお伺いしたいんですけども、「戦前におけるような国の強い統制の下における全国的な画一的教育を排して、それぞれ地方の住民に直結した形で、各地方の実情に適應した教育を行わせるのが教育の目的及び本質に適合するとの觀念に基づくものであつて、このような地方自治の原則が現行教育法制における導要な基本原理の一つをなすものであることは、疑いをいれない」こういう判例が出ておるんで、判決文の中の一部です。これについて、教育長いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 難しい問題ですけども、今回につきましては、学力調査については、個々の問題。例えば、学校間の比較。それから、町内であっても、それぞれの学校の比較。それから同じ学級であっても、友達との比較。そういう物を対象とするものではないと。ですから、個々の子ども達の学習意欲、学習状況の向上、これを求める物であると、そういうふうに私は理解しておりますので。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 今の判例は、その地方の教育として、主体性を持たせと、そういう、それが教育本来の原則であるという事な事だと思うんですね。次に、学童保育に移りますけれども、学童保育、最初の町長の答弁では、三日月小学校、まあ、今マリア幼稚園は、そのまま継続して、三日月小で開設すべく準備をしていると、こういう事ですけども、その中で、今社協が行なっている、その子どもの居場所づくりとか、そういう事も拡大してという事もありましたけれども、やっぱり、今、やってる社協でやってる子どもの居場所づくりは、場所が、本郷谷の、その場所ですから、三日月小学校から本郷谷まで行くのが大変。しても、その送迎なんかも、それも考えな、町長も、最初の答弁で言われましたけれども、今行ってる小学校でやるのが、一番いいとは思うんですね。場所としてはね。と思うんですけども、その問題点として、その前向きに進めるという答弁ですけども、問題点としてね、その社協の居場所づくりを拡大するという事じゃなしに、最もいい、今、小学校の空き教室なり、それが難しいと言われるんですけども、問題点としては、何なんでしょうか。指導者ですか。やっぱり場所が問題なんでしょうかね。前向きに検討する上での問題点は。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 町長の答弁でも申し上げましたように、まず、色んな課題が発生してまいります。1つは、やはり場所の問題であります。さっき、おっしゃいましたように、三日月で先だっても社会福祉協議会の方でも、色々調整をしているんですが、三日月支所というのは、やはり本郷谷の奥になります。じゃあ、そこまでの生徒の送迎、児童の送迎をどうするのかというのも、大きな課題であります。で、金谷議員おっしゃいますように、今現在、その学校内若しくは学校に隣接した場所で、開設できれば、一番ベターなんです。が、ちょっと学校の空き教室等も、そういう状況じゃないという事も、学校側とも調整をさしていただいた結果ですね、違う施設でという事で、色んな方面で、今、検討を進めております。で、ただ、その場所の問題につきましては、いわゆる社会福祉協議会の方へ持って行きましてもですね、まあ、このアンケート結果でも出ておりますように、三日月の利用希望者が非常に高いんですが、いわゆる毎日、平日毎日利用したいというのが、12名。それで夏休み中、長期の夏休み中に利用したいというのが33名ございます。そうすると、今マリア幼稚園でやってる例から言いましても、当然、夏休み間は、ピークになるのかなと。そうすると、今、社会福祉協議会の事務所として、色んなボランティア活動とか、地域福祉に使っていただく施設も、他の方が使えなくなるというような現実的な問題も出てまいります。それと合わせて、私も、その社会福祉協議会の方の、放課後子ども教室と調製しておりますのは、これも、さっきから出ていますように、他の放課後子ども教室では、年間50日とか40日とかいうあれなんです。が、三日月地区だけでは、150日以上開設されておりますので、その事業との兼ね合いを図らないと、いわゆる少ない児童の取り合いと言いますか、学童保育の児童とそれから放課後子どもプランに残る、その子どもというふうに、これも2つに別れて来る可能性もありますし、ですから、そういう形の中で、一応ベターなのは、何らか場所等も、もっともっと考慮させていただかないといけないんですが、同じ三日月小学校で、今のところ対象児童として、私が想定しておりますのは、小学校1年生から3年生迄ですと、約70名少しになるんかなと。その児童の中での実際の利用者という、平日の利用者と言いますと、やはり、ここに出ておりますように、平日は10名前後になってですね、夏休みだけ30名になるという事態が想定されますので、その辺も含めて、今調整を図っているところであります。で、まあ、勿論、指導者の確保もですね、子どもの放課後ですから、少なくとも3時からですね、夜6時、7時までの変則的時間になりますので、この田舎で、特に都市部でありましたら、いわゆる学生、大学生等の指導者数の確保が、比較的困難ですが、私どもの今の状況で、そういう変則的な時間の中での指導者数の確保ができるかどうかという事も含めてですね、今調整をさせていただいているところであります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その社協がやってる子どもの居場所づくりとのね、子どもの取り合いになるとかじゃなしに、その町が、その学童保育をやればね、社協の方の子どもの居場所づくりは、そっちの方に、学童保育の方に、それは、より、それは求められておるわけですから、そっちの方に統一されて来ると、私は、子どもの奪い合いには、それはね、社協は無理矢理そういう事業せんでもええんですから、求められているのは、学童保育の方なんです。そっちに統一されて来るとは思うんですけどね。それと、場所についてはね、その、私も、特に三日月小学校で多いアンケート結果が出ましたから、小学校の校長

先生にも、そういうベターな、その空き教室の事も聞いたんですけどね、その教室がないか言うたら、その管理するんは校長ですけども、学童保育については、学校ではないですからね、その線引きが、中々この教室使ったら、その学童保育の教室に使ってもらったら、その振り分け、その分ける所がね、線引きが、具体的な、その物理的な線引きですけど、それが難しいんやいう事があったんですけど、これは、もう教育長に、ちょっとお伺いしたいんですけども、学校管理上、それは、さほど、その例えば、三日月小学校ではね、一番西の端が図書室ですから、それで、そこに、直ぐに入口もあって、直ぐ横にトイレもありますから、そんな図書室、具体的に言えばね、図書室が、その学童保育の教室として利用できるんじゃないかと、私は、素人考えでは、そういうふうと思うんですけども、学校管理上は、そういうふうな利用はできないんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁。

教育長（勝山 剛君） 実質、そういう具体的にね、その三日月小学校の図書室を使うという事になればね、それを使う、1つの基準と言うんか、ルールと言うんか、それをお互いが、知恵を出し合って、考えて行くと、これが、一番だろうと思います。だから、こうだからできないとか、というんじゃないかって、するという方向で行くのであれば、ここを場所と設定する為には、何を解消していかなあかんか。解決していかなあかんかと、そういう議論だろうと、私は、捉えています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、そういうふうにな、教育長言われるようにね、そういうふうにな、やろうという事になればね、それが問題解決は何が課題なんかいいう事は、一つひとつ、そういうふうにな解決していけると思うんですね。ですから、町長の最初の答弁でも、その三日月小学校では、その開設するべく事が、言われましたからね、そういう方向が決まっているわけですから、最もベターな、やっぱり空き教室なり、その移動せんでもええように利用する。先ほど、指導者についても、都市部では、大学生とか、そういうふうなもん言われましたけれどもね、そのOBの、その保育士とは言いません。その先生も、OB、先生、その保育士、先生のOBとは言いませんけれどもね、そのある程度、その指導者に資格は要りませんから、教師でも保育士でも資格はないですから、ある程度、ボランティアな形で、指導者も、私は、ある程度確保はしやすいと思うんですけどもね、ただ、あんまり、その問題が、そのハードルが高いね、事はないと思うんですけどね、場所にしても、指導者にしても、そういうふうな事があると思うんですけど、町長、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あの、まあ、先般、研修で、津幡町の学童保育の状況も見せていただいてですね、やはり、非常にまあ、ああいう、父兄の方も、やはり一緒に運営、協議、運営に協力してですね、自分達の子どもを、まずそれぞれの一人ひとりではできないけれども、皆で育てて行こうと。そういう、そのまず基本的な、やっぱり考えというのは、まず大事だと思うんですね。学童保育にも。その中で、後施設、やはり津幡町でもあったように、小規模校で人数が少ない、またその状況によっては、家に、家庭によっては、核

家族じゃなくてですね、お爺さんやお婆さんがおられる所、そういう多い所について、中々同じようには、学童保育というのはできてない。やっぱり必要、希望者の多い所で、まずやって行くという、この取り組みは、やっぱり、これはある程度、実態としては、実際にやっていく上では、こういう方法で仕方ないと思ってます。で、後、場所については、やはり、学童保育の目的という事から考えると、その遠い所じゃなくって、やっぱり学校で、まあ施設を使えれば一番いい。また学校敷地内なり隣接の所にね、まあ、必要であれば、そういう施設も、つくる事も必要かなというふうには思います。ただ、改めてつくらなくともですね、学校のこれだけ、子どもの数が人数が、学校小規模になって来た中で、面積的に、私は、その施設としては、かなりあるんだと思うんですよね。だから、それ今、言われるように使い方によって、責任の問題とか、そういう事をまず前提に言われると、中々使えないというだけだと思うんです。ですから、各学校においても、それは、こう教育委員会も、よく先生方と、よく協議いただいてですね、この子ども達の為にどうすべきかという事を、まず一番に考えて、現在のある施設を学校施設を旨く使う事によって、一番安全で、一番まあ、誰もが使いやすい、本当に必要、学童保育の目的に沿った運営ができる場所が学校であろうと思いますから、まあ、そういう形で、後、指導者なり世話をさせていただく方、これは、まあ、やはり一緒に子どもを持っておられる方々の中でできる人があればね、そういう人達も運営の中に入れていただいて、一緒にやっばし、協力していただくと。ただ、専門の人を、ただ、町が、どっかから頼んで来てという事を前提じゃなくってですね、まずは、それぞれの親のPTAの中の、そういう時間が取れる方、そういう事で、皆で協力できる方、していただける方を、まずは最初に努力して、その中で、どうしても無い場合にはね、また募集して、そういう方を探して来なきゃいけないという事になるんだと思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、そういうやり方でね、やっていけると思います。

アンケート結果を見ても、三日月保育園が、その26人回答を寄せておられるんですけど、その内の15人。三日月小学校の30人と合わせたらね、この今、三日月保育園に行っておられる方も、15人がね、そういうふうなん望んでおられるから、これからドンドン、3年生、1年生、何年生になって来るわけですから、緊急にそういうような事が求められると思うんですけれども、今町長言われたように、前向きなね、その最初の答弁ありましたように、子どもの事、それから親の子育て支援。子育て支援係の参事まで作ってね、町が、こういうふうに、子育て支援を支援して行くんだという姿勢を見せておられますからね、そういう事も踏まえて、そのやっていただきたいと思います。

以上、終わります。

議長（西岡 正君） 金谷英志君の質問は終わりました。

お諮ります。後、7名の方の質問が残っていますが、これにて本日の日程は終了したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これにて、本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明 12 月 7 日、午前 10 時より再開したいと思いますので、本日これにて散会いたします。大変ご苦労さんでございました。

午後 0 4 時 3 9 分 散会
